

# 第10次若桜町総合計画

＼ 将来像 ＼

豊かな自然と歴史の中で  
人々が絆を強め、経済が潤うまち





## ごあいさつ

若桜町では昭和33年以降、数年次にわたって、まちの総合的かつ基本的な方向を示す「総合計画」を策定し、長期展望に立ってまちづくりに邁進してまいりました。

この間、住民の皆様や関係機関のご理解・ご協力のもとに諸施策を実行し、福祉の充実や子育て支援、生活環境の整備、産業の振興、教育の充実、芸術・文化の振興、移住定住の推進などにおいて、さまざまな発展を遂げてまいりました。

しかしながら、少子高齢化の進行と過疎化による急速な人口減少、産業構造の変化、大規模な自然災害の発生や新型コロナウイルスのまん延による危機管理意識の高まり、価値観の多様化などの行政需要に対応するために、自治体の果たす役割はより高度化・多様化しています。

自立の町を歩む本町は、このような情勢の変化に的確に対応し、住民と行政が連携・協働し、持続可能なまちづくりを進めることが重要であります。

このたび、第9次若桜町総合計画が満了することから、10年間のまちづくりの検証を行い、社会経済情勢などの変化に対応し、新たな課題に取り組むため「第10次若桜町総合計画」を策定いたしました。

今後も「住民一人ひとりがまちづくりの主演となり、豊かな自然と歴史の中で住民同士の絆を強め、町外からも多くの方が訪れ、交流し、移住し、地域経済が循環し、住民の皆様がいつまでも楽しく幸せに暮らせるまちづくり」を基本理念に6つの基本目標を柱として本計画を推進してまいります。

町行政を取り巻く各分野において課題は山積しておりますが、環境・社会・経済の3つのありようをバランスよく施策に反映して持続可能な若桜町の礎を築き、本計画の実現に向けてさまざまな施策に取り組んでまいりますので、地域・各事業所・関係機関の皆様のこれまで以上のご支援、ご協力をお願いいたします。

おわりになりましたが、本計画の策定にご尽力いただいた総合計画審議会委員、まちづくり委員をはじめ、関係者の皆様に対しまして、厚く御礼申し上げます。

令和4年7月

若桜町長 上川元張

# 目 次

## 第1章 序論

1. 計画策定の目的	3
2. 計画の性格と役割	3
3. 計画の構成と期間	4
4. 計画の進行管理	4

## 第2章 若桜町の概要と現状

1. 若桜町の概要	7
2. 若桜町の現状	8

## 第3章 基本構想

1. 若桜町の将来像	15
2. 基本目標	15
3. 施策の体系	16

## 第4章 基本計画

### I. 安全で快適に暮らしやすいまち

(1) 地域防災力の向上	21
(2) 交通安全・防犯対策の充実	22
(3) 住環境の整備	23
(4) 脱炭素社会の実現・環境の保全	25
(5) 公共交通の確保	26
(6) 道路交通の維持	28
(7) 情報化の推進	30
(8) 地籍調査の推進	30

### II. みんなを大切にし、子どもを産み育てやすいまち

(1) 地域福祉の充実	32
(2) 高齢者福祉の充実	32
(3) 障がい者福祉の充実	33
(4) 結婚・出産・子育ての支援	34
(5) 住民の健康づくり	36
(6) 医療の確保	36

### Ⅲ. 豊かな心と体を育み、人材を育てるまち

(1) 学校教育・幼児教育の充実	38
(2) 社会教育・生涯学習の充実	40
(3) 人権・同和教育の推進	40
(4) 男女共同参画の推進	41
(5) 文化・芸術の振興	42
(6) 文化財の保護・活用	42
(7) スポーツ・レクリエーションの振興	43

### Ⅳ. 豊かな自然を活かし、産業が活性化するまち

(1) 農業・畜産の振興	45
(2) 有害鳥獣対策	46
(3) 林業の振興	47
(4) 地域経済の循環促進	47
(5) 観光の振興	49

### Ⅴ. 住みたい・訪れたい・楽しみたい魅力的なまち

(1) 国際交流の推進	52
(2) 国内交流の推進	52
(3) 移住・定住の促進	52

### Ⅵ. 住民参加のまち

(1) 住民が主役のまちづくり	54
(2) 地域コミュニティの再生	54
(3) 健全で効率的な行財政運営	55
(4) 自主財源の確保	57

## 資料

1. 財政規模の推移	61
2. 財政推計	63
3. 若桜町総合計画審議会委員名簿	64
4. 審議会答申	65
5. 若桜町まちづくり委員会委員名簿	66
6. 策定の流れ	67
7. 町民憲章	69



||||| 第 1 章 |||||

序 論





## 1. 計画策定の目的

平成29年3月に第9次若桜町総合計画後期基本計画を策定し、令和3年度までの長期展望に立ち、「豊かな自然と歴史・文化のなかで 一人ひとりが元気に輝くまち」を将来像に掲げ、各種施策を進めてきました。

この間、少子高齢化や人口減少の加速化、価値観の多様化、異常気象等による大規模な自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延による命や暮らしを守る意識の高まりなどにより、社会・経済を取り巻く環境は大きな変革期を迎えています。

このような状況の中、本町が持続的に発展していくためには、社会情勢の変化に的確に対応するとともに、SDGs<sup>注1</sup>やSociety5.0<sup>注2</sup>などの新たな視点を取り入れることが重要です。

今後、さらに多様化・高度化する行政に対する需要に対応するために、経営基盤を強化し、住民や関係団体の積極的な参画と協働を得ながら、持続可能なまちづくりを進めなければなりません。

第9次総合計画の成果と反省を踏まえ、現状と課題を十分に把握するとともに、ニーズを的確にとらえ、「第2期若桜町総合戦略」や「第3次若桜町行財政改革大綱」などの本町の諸計画との整合性を図りながら、町民憲章等を尊重し、目標とする将来像の実現に向けて元気で魅力あふれるまちづくりを推進するための指針として、「第10次若桜町総合計画」を策定します。

## 2. 計画の性格と役割

この計画は、まちづくりの基本的方向と主要な施策を明らかにするもので、次の役割を果たします。

- (1) 町行政の総合的かつ計画的な運営を行うための基本的な指針となります。
- (2) 住民がまちづくりに参加するための具体的な指針となります。
- (3) 国・県・連携市町村に対し、本町が推進する施策の概要を明らかにするものです。

なお、国・県の施策及び経済動向は日々変化しており、計画の実施にあたっては、基本構想の範囲の中で弾力的に運用するものとします。

### 注1

**SDGs (エスディーズ)**：Sustainable Development Goalsの略。2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす持続可能な世界を実現するための開発目標。17のゴールと169のターゲットで構成される国際目標で、地球上で誰一人として取り残さないことを基本方針としている。

### 注2

**Society5.0**：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会を指す。



### 3. 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成しています。

(1) 基本構想

期間：令和4年度～令和13年度（10年間）

内容：目標とする将来像を定め、実現に向けた基本目標と施策の体系を示すもの

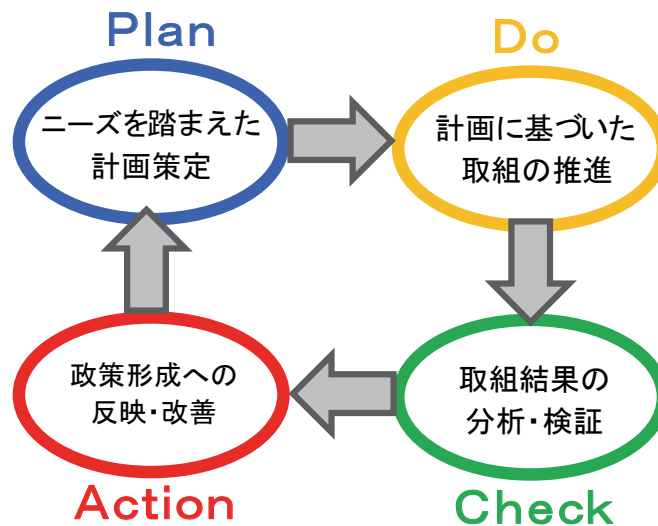
(2) 基本計画

期間：令和4年度～令和8年度（5年間）

内容：基本構想を実現するために取り組むべき施策を示すもの

### 4. 計画の進行管理

目標とする将来像の実現に向け、戦略的に施策を展開するため、PDCAサイクル<sup>注3</sup>により成果を重視した進行管理を行います。



**注3**

**PDCAサイクル**：Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の略。4つの視点を一つのプロセス（手法・手段）として捉え、組織を運営していくことで継続的な改善を推進するマネジメント手法。

■■■■ 第 2 章 ■■■■

# 若桜町の概要と現状





## 1. 若桜町の概要

### (1) 自然的条件

本町は、鳥取県の東南端に位置し、兵庫・岡山両県に県境を接しており、東西14.1km、南北22.7km、総面積199.18km<sup>2</sup>を有しています。

地勢は、北に扇ノ山<sup>おうぎのせん</sup>（1,310m）や陣鉢山<sup>じんぱちやま</sup>（1,207m）、東には中国地方で2番目の高峰氷ノ山<sup>ひょうのせん</sup>（1,510m）、西に東山<sup>とうせん</sup>（1,338m）など、1,200mを超える急峻な山々に囲まれた山間地で、これらの山々を源流とする大小10数本の河川が町内で合流し、八東川となって千代川と合流し、日本海へ流れ進んでいます。

特に国定公園に指定されている氷ノ山一帯には豊かな自然が残されており、ブナの自然林や高山植物、ヤマネやイヌワシなどの貴重な動植物が生存しています。

集落は、若桜宿を中心に八東川とその支流域に点在しています。

気候は、山陰地方の典型である低温多湿で降雨量、降雪量ともに多く、年間降水量は2,000mmを超え、積雪深は多い所で2mあまりに達し、根雪の期間が4か月に及ぶこともあります。

### 年間降水量の推移

	2017 (H29)年	2018 (H30)年	2019 (R1)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	5年平均
年間降水量 (mm)	2,476.0	2,358.0	1,532.0	2,051.0	2,056.5	2,095.0

出典：気象庁ホームページ（若桜アメダス）

### (2) 歴史的沿革

「若桜」の地名は、醍醐天皇の皇女勤子内親王の命により源順<sup>みなものしたごう</sup>が編纂した我が国最初の分類体の漢和辞書で、平安時代の承平年間（931年～938年）に作成された「和名類聚抄<sup>わみょうるいじゅうしょう</sup>」に、「若桜郷」として記載されたのが最初といわれています。

中世の若桜は、駿河の国安倍郡矢部村（現在の静岡県）に住んでいた矢部氏が梶原景時を討ち取った軍功による恩賞として、鎌倉幕府から因幡の国八上郡山田村ほか20余村を賜ったのが、若桜鬼ヶ城の始まりであるといわれています。

一説によると、矢部氏は10代続き、天正3年（1575年）に山中鹿之助ら尼子勢により攻め滅ぼされたと言われています。その後、羽柴秀吉の配下、木下備中守重堅が慶長5年（1600年）の関ヶ原の戦いまで入城、その後、山崎家盛、その子の家治が元和3年（1617年）に一国一城令により備中成羽に移封されるまで、城主としてこの地を治めていたといわれています。

なお、今も若桜宿に残る町割りや水路は、山崎氏が治めていたときに完成したものが継承されているといわれています。

寛政7年（1795年）に編纂された「因幡誌」には「当所は近世まで数百年相続の城下町なれば、今に其の遺風ありて町並み民家の造りも～中略～産物多く諸職人ありて諸品を仕出して国中に交易す、郡中の大邑なり」と記されているように、若桜は城下町、その後宿場町として交通の要路、地方物資の集散地として発展してきました。

その後の若桜は、明治42年4月に若桜村・赤松村・菅野村が合併して「町制」を実施しました。当時の新聞「因伯時報」が“驚くなかれ本郡唯一の町制実施地は若桜である”と報道しているように、八頭郡内では最初に町制を実施した町でもあります。

また、現在残されている若桜宿のまちなみは、明治18年の大火災後、若桜宿会が「八東郡若桜宿 宿会議決書」を議決して整備したもので、日本初の都市計画と言われており、令和3年には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

昭和29年3月に若桜町と池田村が合併し、現在の若桜町となりました。平成になり国の地方分権や行政改革の推進を背景に市町村合併が進む中、本町も若桜谷4町（郡家町・船岡町・八東町・若桜町）で八頭東部合併協議会を立ち上げ、合併に向けて協議を重ねましたが、「自分たちで考え、自分たちでまちづくりに取り組む若桜町」を目指し、合併協議会から離脱し、単独の道を歩み、今日に至っています。

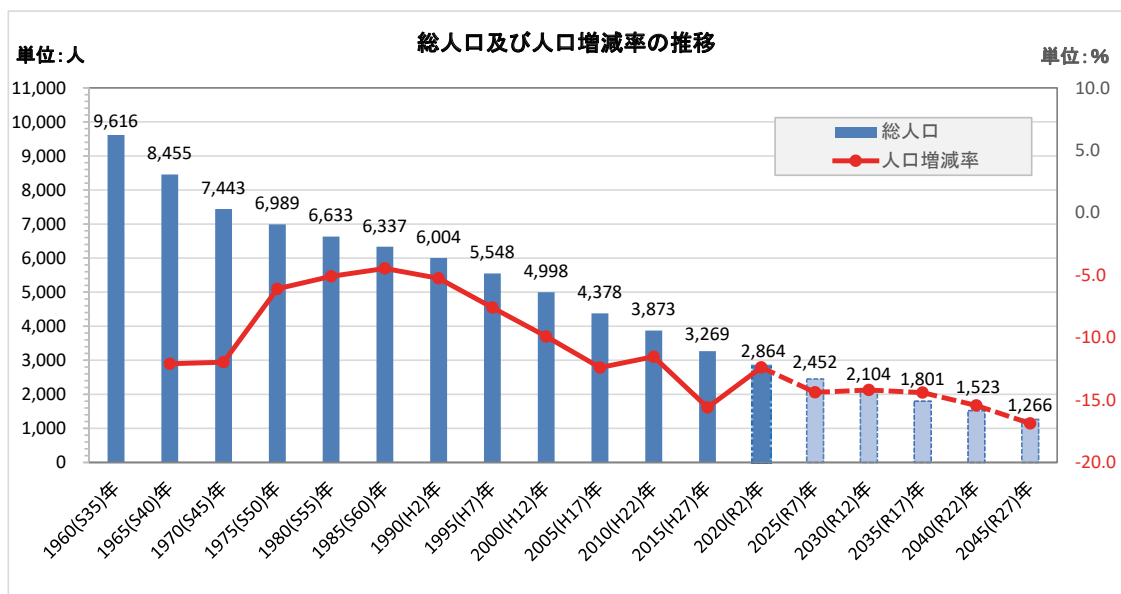
## 2. 若桜町の現状

### (1) 人口・世帯

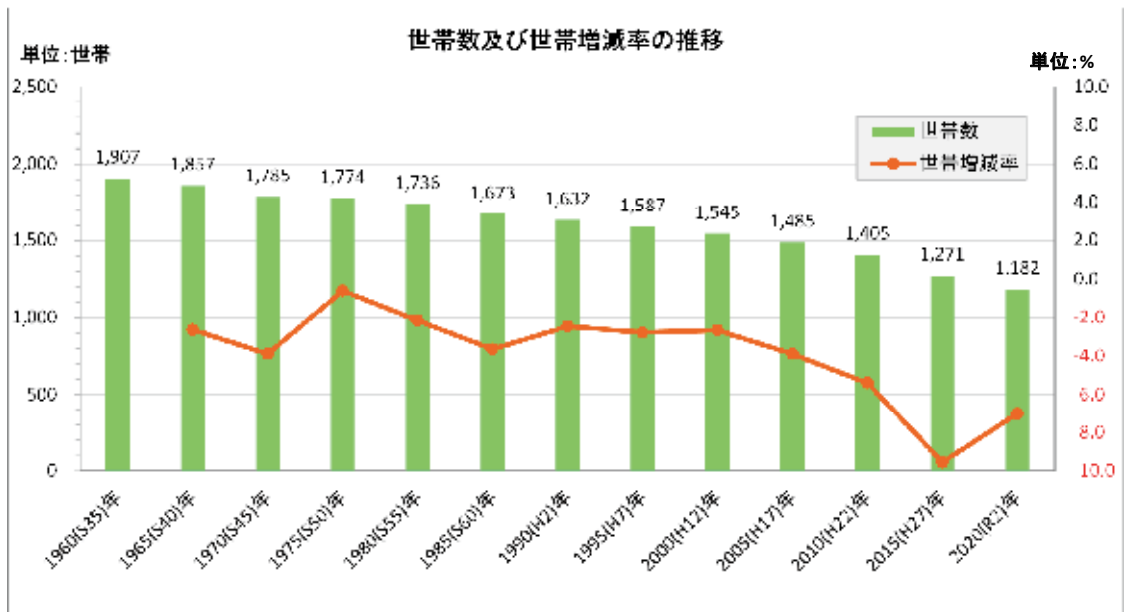
国勢調査によると、人口は昭和35年の9,616人をピークに年々減少しており、平成27年には3,269人（前回調査比△15.6%）、令和2年には2,864人（前回調査比△12.4%）となっており、1年間に100人前後のペースで著しく減少し続けています。

また、世帯数も昭和35年の1,907世帯をピークに年々減少しており、平成27年は1,271世帯（前回調査比△9.5%）、令和2年は1,182世帯（前回調査比△7.0%）となっています。

さらに、一世帯当たりの人員も昭和35年の5.04人をピークに年々減少しており、平成27年は2.57人、令和2年は2.36人となっています。



出典：国勢調査（2020(R2)年以前）、国立社会保障・人口問題研究所推計人口（2025(R7)年以降）



**世帯規模の推移**

(単位：年・人)

	1960 (S35)	1965 (S40)	1970 (S45)	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2021 (R2)
世帯規模	5.04	4.55	4.17	3.94	3.82	3.79	3.68	3.50	3.23	2.95	2.76	2.57	2.36

出典：国勢調査

## (2) 年齢別人口の構成

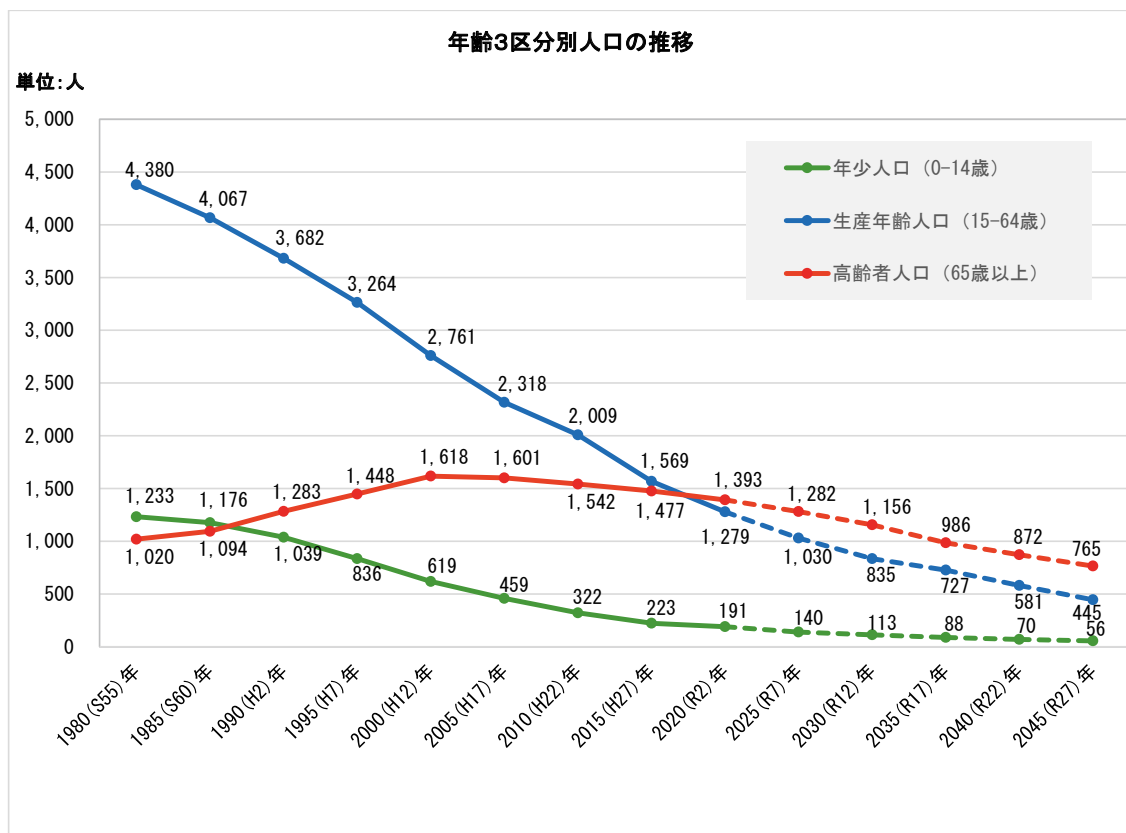
国勢調査によると、高齢者人口（65歳以上）は、全国的に増加しており、本町においても平成12年までは増加していましたが、平成27年が1,477人（前回調査比△4.2%）、令和2年が1,393人（前回調査比△5.7%）と、ゆるやかな減少が続いています。

生産年齢人口（15歳～64歳）は、昭和35年の5,729人をピークに年々減少し、平成27年は1,569人（前回調査比△21.9%）、令和2年は1,279人（前回調査比△18.5%）となっており、近年は大幅な減少が続いています。

年少人口（14歳以下）も昭和35年の3,150人をピークに年々減少し、平成27年は223人（前回調査比△30.7%）、令和2年は191人（前回調査比△14.3%）となっており、近年は大幅な減少が続いています。

令和2年国勢調査では、高齢者人口が生産年齢人口を上回り、高齢化率（65歳以上の割合）が48.6%となっており、およそ2人に1人が高齢者という、超高齢化社会に突入しています。

しかし、年少人口は、平成12年頃から続いた30%前後の著しい減少が収まりつつあり、子育て支援策に一定の成果があったことが伺えます。



出典：国勢調査（2020(R2)年以前）、国立社会保障・人口問題研究所推計人口（2025(R7)年以降）

## (3) 人口動態（近年の状況）

増加の要素である出生数は15人を下回っていますが、移住定住施策の推進により転入数は80人前後で推移しており、以前よりも増加傾向となっています。

一方、減少の要素である死亡数・転出数ともに、総人口の減少により以前よりは減少傾向にあり、死亡が70人前後、転出が100人前後で推移しています。

人口動態を総計すると、年間に90人前後の減少が続いています。

## 人口動態の推移

(単位：年度・人)

	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)
転入	92	95	93	69	65	83	57	62	45	66
転出	146	142	152	143	123	117	134	135	105	83
社会増減	△ 54	△ 47	△ 59	△ 74	△ 58	△ 34	△ 77	△ 73	△ 60	△ 17
出生	25	23	19	28	17	17	11	15	15	9
死亡	68	73	80	90	85	77	64	87	68	68
自然増減	△ 43	△ 50	△ 61	△ 62	△ 68	△ 60	△ 53	△ 72	△ 53	△ 59
計	△ 97	△ 97	△ 120	△ 136	△ 126	△ 94	△ 130	△ 145	△ 113	△ 76

	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
転入	83	81	78	96	90	62	81	85	71	39
転出	131	126	102	104	99	103	111	109	94	87
社会増減	△ 48	△ 45	△ 24	△ 8	△ 9	△ 41	△ 30	△ 24	△ 23	△ 48
出生	15	6	14	11	12	13	14	10	6	2
死亡	73	76	84	81	82	63	68	76	63	73
自然増減	△ 58	△ 70	△ 70	△ 70	△ 70	△ 50	△ 54	△ 66	△ 57	△ 71
計	△ 106	△ 115	△ 94	△ 78	△ 79	△ 91	△ 84	△ 90	△ 80	△ 119

出典：住民基本台帳



#### (4) 人口流動

通勤・通学先は約48%が町外で、そのほとんどが鳥取市となっています。

#### 通勤・通学先の状況

(単位：人・%)

		人数	割合	
鳥取県内	若桜町内		760	51.6
	若桜町外	鳥取市	516	35.1
		八頭町	168	11.4
		その他	17	1.2
		小計	701	47.7
鳥取県外		10	0.7	
計		1,471	100.0	

出典：平成27年国勢調査

#### (5) 産業構造

人口の減少に伴い、就業者数は減少しています。特に第2次産業の就業者数が減少し、第3次産業の就業者の割合が年々増加しています。

#### 産業別就業者数の推移

(単位：人・%)

	2010 (平成22年)		2015 (平成27年)		2020 (令和2年)	
	就業者数	割合	就業者数	割合	就業者数	割合
第1次産業	195	12.9	198	13.1	170	12.5
第2次産業	538	35.5	433	28.5	362	26.5
第3次産業	940	62.0	886	58.4	833	61.0
計	1,673	110.3	1,517	100.0	1,365	100.0

出典：国勢調査

※第1次産業：農業、林業、漁業

第2次産業：鉱業、建設業、製造業

第3次産業：上記以外（医療・福祉、卸売業・小売業、サービス業等）

■■■■■ 第 3 章 ■■■■■

# 基本構想





## 1. 若桜町の将来像

住民一人ひとりがまちづくりの主演となり、豊かな自然と歴史と文化を継承しながら、いつまでも安心して快適に暮らせるよう、まちづくりを推進することが重要です。

「若桜町に住み続けたい。」「若桜町を訪れてみたい。」と誰もが思える魅力あふれるまちになることを目標に、次のとおり将来像を設定します。

目標とする将来像  
豊かな自然と歴史の中で  
人々が絆を強め、経済が潤うまち

## 2. 基本目標

目標とする将来像を実現するため、次の6つの基本目標を設定します。

- I. 安全で快適に暮らしやすいまち
- II. みんなを大切にし、子どもを産み育てやすいまち
- III. 豊かな心と体を育み、人材を育てるまち
- IV. 豊かな自然を活かし、産業が活性化するまち
- V. 住みたい・訪れたい・楽しみたい魅力的なまち
- VI. 住民参加のまち

### 3. 施策の体系

基本目標		施策の内容
I	安全で快適に暮らしやすいまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災力の向上</li> <li>・交通安全・防犯対策の充実</li> <li>・住環境の整備</li> <li>・脱炭素社会の実現・環境の保全</li> <li>・公共交通の確保</li> <li>・道路交通の維持</li> <li>・情報化の推進</li> <li>・地籍調査の推進</li> </ul>
II	みんなを大切にし、子どもを産み育てやすいまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉の充実</li> <li>・高齢者福祉の充実</li> <li>・障がい者福祉の充実</li> <li>・結婚・出産・子育ての支援</li> <li>・住民の健康づくり</li> <li>・医療の確保</li> </ul>
III	豊かな心と体を育み、人材を育てるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育・幼児教育の充実</li> <li>・社会教育・生涯学習の充実</li> <li>・人権・同和教育の推進</li> <li>・男女共同参画の推進</li> <li>・文化・芸術の振興</li> <li>・文化財の保護・活用</li> <li>・スポーツ・レクリエーションの振興</li> </ul>
IV	豊かな自然を活かし、産業が活性化するまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業・畜産の振興</li> <li>・有害鳥獣対策</li> <li>・林業の振興</li> <li>・地域経済の循環促進</li> <li>・観光の振興</li> </ul>
V	住みたい・訪れたい・楽しみたい魅力的なまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流の推進</li> <li>・国内交流の推進</li> <li>・移住・定住の促進</li> </ul>
VI	住民参加のまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が主役のまちづくり</li> <li>・地域コミュニティの再生</li> <li>・健全で効率的な行財政運営</li> <li>・自主財源の確保</li> </ul>

## ■第2期若桜町総合戦略との関係性について

保育料無償化や小中一貫校の開校による教育環境の充実、高校生の通学費助成などの子育て支援の充実や移住定住促進、開業創業支援、若者向け住宅の整備などに積極的に取り組み、転入者数等で一定の成果は得られてきました。

しかし、全国的にもさらに進んでいる人口減少を抑制することが喫緊の課題であり、出生数の増加、転出者の抑制、転入者の増加のために、住民のニーズを的確に捉えた積極的な取組を進める必要があります。

若桜町人口ビジョン（改訂版）で設定した目標人口を達成することを目標に、人口減少対策と交流人口の増加に取り組むために令和3年3月に策定した「第2期若桜町総合戦略」を本計画の重点施策と位置付け、持続可能なまちづくりを進めます。

### 目標人口

2040年：2,000人      2060年：1,400人

## ■SDGs（持続可能な開発目標）との関連性について

本計画の基本目標ごとに次のアイコンを貼付して、SDGsとの関連を表示します。





■■■■■ 第 4 章 ■■■■■

# 基本計画







# I 安全で快適に暮らしやすいまち

## (1) 地域防災力の向上

### 【現状と課題】

近年、大規模化・複雑化した自然災害や人命を脅かす新たな感染症が世界各地で発生しています。さまざまなリスクに迅速かつ的確に対応し、住民の生命・身体及び財産を守り、被害を最小限に抑えるため、危機管理体制の強化が必要です。

また、住民一人ひとりの防災意識の高揚や防災知識の習得、避難時の要支援者情報の共有など、住民が主体となった取組も必要です。

さらに、消防団・自警団・広域消防などの関係機関の連携を強化し、日頃から災害に強いまちづくりを進めることが重要です。

### 【主要施策】

- ①ハザードマップを必要に応じて見直しを行い、全世帯に配布します。
- ②懐中電灯、救急用品、筆記用具などが入った初動運営キットを未配布の避難所へ配布します。
- ③備蓄物資（特に食料品）の定期的な更新を行い、避難所の安全性の確保と快適性の向上に努めます。
- ④新たな災害応援協定の締結に向けて取組を継続します。
- ⑤BCP<sup>注4</sup>の見直しに向け、役場内の所属を横断した協議を行います。
- ⑥消防団員の教育、広域消防との合同訓練、防火広報活動などを実施し、消防団の組織強化に努めます。
- ⑦自主防災組織結成促進のため、住民への防災教育や訓練を行い、有事の際の避難の在り方や防災思想の普及啓発を継続して行います。
- ⑧指定避難所の耐震診断を必要に応じて行い、耐震改修を計画的に実施します。
- ⑨関係機関と連携して冬期間の道路の安全確保対策を行うとともに、高齢者世帯等の除雪費用の助成、集落内除雪用の小型除雪機の貸与などの除雪施策を推進します。
- ⑩災害時に住民同士が声をかけあい、安全な行動が取れるよう各集落内で定期的に「支え愛マップ」の見直しを行い、地域で支援が必要な方の情報共有に努めます。
- ⑪関係機関と連携し、自ら避難することが困難である要支援者ごとの個別避難計画の作成に努めます。
- ⑫公道沿いを含んだ森林整備の適地選定に努め、公道沿いの伐採率を高めた森林の整備に取り組むとともに、関係機関と連携して道路等の倒木被害の防止に努めます。

#### 注4

BCP：Business Continuity Planの略。事業継続計画。災害などの緊急事態が発生したときに、被害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画。



消防出初式（一斉放水）



防災訓練（災害用トイレ設営）

## （２）交通安全・防犯対策の充実

### 【現状と課題】

近年の本町における交通事故の発生件数は、平成8年の139件をピークにその後減少しており、令和3年は42件となっています。

平成21年から交通死亡事故は発生しておらず、令和4年3月末時点で4,530日間、交通死亡事故ゼロ件を達成しています。交通事故防止のため、自治会からの要望等必要に応じてカーブミラー等の交通安全施設を整備するとともに、交通安全協会と共に啓発活動に取り組む必要があります。

また、高齢化率が高い本町においては、高齢者が被害者や加害者にならないために高齢者に配慮した交通事故対策を講じる必要があります。

さらに、防犯対策については、補助制度の継続により防犯灯整備は進んでいますが、今後は既設防犯灯の更新が必要になる見込みです。

加えて、情報化の進展による消費生活の多様化により電子マネーや暗号資産など、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、高齢化の進行に伴って詐欺などのトラブルに巻き込まれる事案が全国で発生しています。被害の実態を的確に把握し、被害の未然防止や拡大阻止により、消費生活の安全を確保することが重要です。

### 【主要施策】

- ①安全・安心な社会を実現するため、家庭・学校・地域・職場等のそれぞれの場で年齢段階に応じた体系的な交通安全教育を推進し、住民の交通安全意識と交通マナーの向上に努めます。
- ②高齢者の運転免許自主返納支援として、代替移動手段の確保や、自主返納者に対する支援措置の充実等を推進し、運転免許証を返納しやすい環境整備に努めます。
- ③誰もが安心して通行でき、かつ安全で円滑な道路交通を確保するため、カーブミラー・ガードレール等、交通安全施設の整備を推進します。
- ④LED防犯灯の新設・既設改修に対し、自治会への補助制度を継続するとともに、道路沿いの外灯設置を関係機関に要望します。
- ⑤詐欺事案等に対し、IP告知端末（テレビ電話）や防災行政無線、「広報わかさ」、町ホームページなどを通じて、実際に発生したトラブルを迅速に伝え、住民の防犯意識の高揚を図ります。

- ⑥子どもや高齢者の見守り体制を強化するため、公共施設等への記録用カメラの設置を検討します。



街頭広報検問

### (3) 住環境の整備

#### 【現状と課題】

平成25年度に「若桜町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、老朽化した町営住宅の建替を行いました。新たに整備した町営住宅に空室があり、入居促進が必要です。

また、安定した水道事業経営のため、計画に沿って年次的に簡易水道施設の統合と施設の更新を行って経費の削減と有収水率の向上に努めていますが、料金体系の一本化に取り組む必要があります。

さらに、下水道事業については、施設の老朽化を解消するためにストックマネジメント計画<sup>注5</sup>に基づいて処理場の機械等の更新を年次的に行っていますが、施設の統合や料金の見直し、接続率の向上などにより財源を確保し、経営の健全化を図るとともに、下水道未整備地区においては、合併処理浄化槽の設置を促進する必要があります。

加えて、少子高齢化や人口減少等により、老朽化した空家等が増えており、周辺の住環境に深刻な被害をもたらしています。町民が安心して快適に暮らせる住環境の整備を推進する必要があります。

#### 【主要施策】

- ①町営住宅の適正な管理と家賃収入の確保に努めます。
- ②安定的な給配水を行うため、簡易水道統合計画及び整備計画に沿った施設の統合を推進するとともに、施設や配水管の更新等を計画的に実施し、安全な水の供給に努めます。
- ③維持管理に係るコストを削減するため、下水道処理施設、農業集落排水処理施設の統合等を検討します。
- ④簡易水道事業会計及び下水道事業会計、農業集落排水事業会計の健全化を図るため、料金の見直し、統一等を行います。
- ⑤老朽化した空家が危険な状態にならないよう「若桜町空家等対策計画」を策定し、

#### 注5

**ストックマネジメント計画**：長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位をつけたうえで施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設管理を最適化するための計画。

所有者に適切な助言、指導を行うとともに、特定空家等<sup>注6</sup>の除却に対して支援を行い、住環境の整備を図ります。

#### 町営住宅一覧

区	分	建築年度	戸数
若葉団地	1～4号	平成27年	4
	5～12号	平成29年	8
	13～16号	平成30年	4
	17～18号	平成31年	2
	35～61号	昭和51年	16
	62～77号	昭和52年	14
	W1～W10号	昭和57年	10
	W11～W15号	昭和58年	5
西町住宅	1号～3号	昭和58年	3
高野改良住宅	A1号～G2号	昭和53年	14
	H1号～H2号	昭和54年	2

区	分	建築年度	戸数
新若葉団地	1号棟	平成12年	6
	2号棟	平成13年	6
	3号棟	平成15年	6
	4号棟	平成15年	6
あかまつ団地	1号～4号	平成26年	4
	若者向け	平成26年	2
	若者向け	平成28年	2

出典：地域整備課

#### 簡易水道・飲料水供給施設一覧

区分	施設名	原水の種類	竣工年月
簡易水道	栃原	浅井戸	昭和29年 8月
	吉川	深井戸	昭和32年 5月
	菴米	湧水	昭和32年 8月
	若桜	浅井戸・表流水	昭和34年 3月
	淵見	表流水	昭和34年11月
	諸鹿	伏流水	昭和36年 3月
	小船	伏流水	昭和39年 3月
	中原・加地	表流水	昭和39年 3月
	岩屋堂	伏流水	昭和44年 3月
	糸白見	伏流水	昭和45年 3月
	屋堂羅	浅井戸	昭和52年11月
	赤松	浅井戸	平成10年 4月
	大野	浅井戸	平成12年 4月
飲料水供給	落折	伏流水	昭和48年11月
	湯原	湧水	平成50年 2月
	須澄	浅井戸	平成56年 4月
	大炊・岸野	浅井戸	平成18年12月

区分	整備内容	施設名	原水の種類	給水開始(予定)年月
簡易水道	統合	栃原 中原・加地 大野 小船	浅井戸	平成29年 4月
		若桜 赤松	浅井戸	令和 5年 4月
		香田長砂湯原 淵見	浅井戸	令和 2年 4月
	改良	吉川	深井戸	平成 5年 4月
		菴米	湧水	令和 8年 4月
		岩屋堂	伏流水	令和 7年 4月
		糸白見	浅井戸	令和 7年 4月
		屋堂羅	浅井戸	昭和53年 4月
		須澄	浅井戸	昭和57年 4月
		落折	浅井戸	令和 8年 4月
		大炊・岸野	浅井戸	平成19年 4月

出典：地域整備課

※来見野、茗荷谷は、自己水源

#### 注6

**特定空家等**：主にそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空家をいい、他にも著しく衛生上有害となるもの、適切な管理がされず著しく景観を損なうものなど、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあると認められる空家等をいう。

## 下水道施設一覧

区分	処理区名	対象集落	整備期間
公共下水道	若桜処理区	新町、山田町、上町、中町、下町、西町、農人町、三倉、上高野、高野、浅井、若葉団地、屋堂羅、寺所、馬場、赤松団地、内町、赤松、大炊、岸野	平成5年～平成19年
	眷米処理区	眷米、氷ノ山	平成12年～平成20年
	糸白見処理区	神直、糸白見、根安、須澄	平成11年～平成16年
	湯原中央処理区	香田、長砂、湯原、湊見	平成13年～平成17年
農業集落排水	吉川処理区	吉川	平成7年～平成10年
	池田中央処理区	岩屋堂、栃原、中原、加地、大野、小船	平成8年～平成12年

※糸白見中央処理区、湯原中央処理区は、若桜処理区へ接続  
来見野、諸鹿、茗荷谷、落折は合併処理浄化槽

出典：地域整備課

## 下水道の接続状況

(単位：戸・%)

区分	処理区名	供用開始戸数	接続済戸数	接続率
公共下水道	若桜処理区	1,129	917	81.2
	眷米処理区	54	35	64.8
	糸白見処理区	106	83	78.3
	湯原中央処理区	74	65	87.8
	計	1,363	1,100	80.7
農業集落排水	吉川処理区	106	96	90.6
	池田中央処理区	213	181	85.0
	計	319	277	86.8

※令和4年3月31日現在

出典：地域整備課

## (4) 脱炭素社会の実現・環境の保全

### 【現状と課題】

近年、人間の活動に伴って排出される温室効果ガスが主な原因であると考えられている「地球温暖化」は、気候や生態系の変化に大きな影響を及ぼしています。

政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。本町も、面積の約96%を占める森林資源や、豊富な水資源などの再生可能エネルギーの利用によるエネルギーの地産地消を促進し、脱炭素社会の実現を目指す必要があります。

また、ごみの減量化や再資源化などは、自然環境を守るための身近な取組の一つであり、環境に関する理解を深めるため、家庭や事業所と連携して環境教育を進める必要があります。

さらに、自然環境の保全には、適正な浄化槽管理や危険空き家の撤去も必要です。

加えて、本町は平成30年に鳥取県星空保全地域に指定され、氷ノ山フォトコンテストを実施するなど、美しい星空のPRを行っています。

## 【主要施策】

- ①自然環境保全意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、太陽光発電や薪ストーブなどの家庭レベルにおける再生可能エネルギーの活用・導入を推進し、住民への普及啓発に努めます。
- ②景観や自然環境との調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進し、地域の活力向上と持続的発展を図るため、小水力発電の導入に向けた事業可能性調査等の支援と集落ぐるみの取り組みを推進します。
- ③わかさ森林づくりビジョンに掲げる基本方針の実現に向け、森林環境譲与税を活用しながら、地域の自立・脱炭素の生活環境の創造のための検討・実証を行います。
- ④J-クレジットなどの認証制度の活用について、検討します。
- ⑤若桜町木質バイオマス総合利用計画の実現に向け、公共施設や事業所等への木質バイオマス利用設備の導入を推進するとともに、氷ノ山高原の宿氷太くんに設置した木質チップボイラーの運用見直しを継続的に行い、事業効果の発現を図ります。
- ⑥ごみの減量化と分別意識の啓発に努め、適切なごみ処理を行うとともに、ストックヤード<sup>注7</sup>の有効活用を促進し、再利用・再資源化を推進します。
- ⑦リサイクルグループの育成支援に努めます。
- ⑧不法投棄を防止するための監視体制を強化し、自治会等との連携などにより不法投棄の防止と早期発見・回収に努めます。
- ⑨きれいな星空を保全し、本町の魅力とするための広報活動を行います。
- ⑩電気自動車の普及状況を見ながら、公共施設等に充電設備を整備することを検討します。



薪ストーブ

## ごみ排出量の状況

(単位：t)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
可燃ごみ	607	609	592	582	563	549
不燃ごみ	128	126	125	123	130	119

出典：町民課

## (5) 公共交通の確保

### 【現状と課題】

沿線地域の主要な交通機関である若桜鉄道は、平成21年に鉄道会社が運行を担い、沿線自治体が施設の維持管理を担う「上下分離方式」を導入するとともに、利用促進運動や観光誘客に取り組み、安定経営に努めてきましたが、沿線人口の減少により経営状

### 注7

ストックヤード：再利用や再生利用を目的とするごみを一時的に保管する施設。

態が悪化したため、平成28年からは車両も八頭町と若桜町で保有し、経営の健全化に取り組んでいます。

さらなる観光誘客を進めるため、平成29年からは水戸岡鋭治氏監修による3両の観光列車の導入や若桜駅駅舎の改修を行ってきました。新型コロナウイルスの世界的なまん延のため、近年はツアー造成や誘客イベントなどを積極的に行えない状況にありますが、コロナ収束後を見据え、観光資源の磨き上げや新しい生活様式への対応を進める必要があります。

また、町内公共交通（町営バス等）は、人口減少や過疎化による利用者の大幅な減少と運転手不足等により路線の維持が困難な状況にあり、縮小や廃止が今後の課題となっています。一方で、通院・通学・買い物など、日常生活のさまざまな場面において、高齢者等交通弱者の移動手段の確保は必要不可欠であり、公共交通の果たす役割は重要性を増しています。

さらに、大阪行き高速バス若桜線の維持存続のため、平成28年から運賃助成に取り組んでいましたが、新型コロナウイルスの影響により運行休止が続いています。

#### 【主要施策】

- ①鉄道の魅力を活かした事業展開や鉄道会社同士の情報共有・連携協力などにより、県内外への積極的な営業活動を行います。
- ②台湾の内湾駅との姉妹駅協定を契機として海外からの入込客の増加を図るため、他自治体・観光協会・商工会などとの連携を強化し、PR活動を行います。
- ③鉄道施設の適切な維持管理のため、経験豊富な鉄道社員の確保に努めます。
- ④地域住民の参画を促進することにより、若桜鉄道沿線の景観の改善に努めます。
- ⑤町内の公共交通については、ドアツードアによるデマンド運行形態の拡充や他の交通機関との乗り継ぎ時間の調整などにより、利便性の向上を図ります。
- ⑥広域路線バスの維持のため、関係機関と連携して引き続き、運行支援に努めます。
- ⑦関西圏からの交流人口拡大のため、高速バス若桜線の復活と継続運行への働きかけを行います。
- ⑧一般車両では通行が困難な細街路でも通行が可能で、乗降場所を柔軟に設定できるグリーンスローモビリティ<sup>注8</sup>を若桜宿内で運行し、近距離の移動支援や観光目的で活用することを検討します。



若桜鉄道（若桜号）



地域コミュニティタクシー

#### 注8

**グリーンスローモビリティ**：時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスの総称。「ゆっくりと・余裕をもって・近くまで」の移動を支援。



## 若桜鉄道乗車人員の推移

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
普通旅客	90,877	97,895	90,744	73,347	71,148
通勤旅客	53,400	52,458	48,174	41,782	39,640
通学旅客	181,320	200,528	215,012	250,592	267,184
合計	325,597	350,881	353,930	365,721	377,972

出典：若桜鉄道（株）

## 若桜鉄道（株）収支の状況

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入	331,516	305,748	551,223	284,112	283,069
支出	318,711	305,479	551,135	286,605	286,539
差引	12,805	269	88	△ 2,493	△ 3,470

出典：若桜鉄道（株）

## 町営バス乗車人員の推移

(単位：人)

系統名	路線名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
町営バス（定期便）	落折・吉川線	17,734	20,255	20,948	20,865	17,620	15,703
	つく米線	8,459	8,763	8,257	7,986	8,256	7,465
	諸鹿線	4,693	4,357	4,109	4,015	4,106	4,842
	スキー場直行便	—	—	—	—	—	2,024
町営バス（デマンド便）	町内全域	—	—	—	—	—	2,118
地域コミュニティタクシー	吉川線	—	—	—	—	—	641
合計		30,886	33,375	33,314	32,866	29,982	32,793

※平成28年度～令和2年度の諸鹿線は、ワーカーズコープが運行

出典：企画政策課

## （6）道路交通の維持

### 【現状と課題】

本町には、主要道路として国道2路線（29号、482号）のほか、県道3路線（若桜下三河線、若桜停車場線、若桜湯村温泉線）と町道154路線が整備されています。

国道では、482号のバイパス整備が令和元年に完了しましたが、今後も安全で快適な通行を確保するため、関係機関と連携し、防災工事等をより一層進めていく必要があります。

県道では、若桜下三河線の岩屋堂バイパス工事が進められていますが、他の路線についても早期の開通や改良を関係機関に強く要望していく必要があります。

町道は、老朽化した箇所の補修や狭小箇所の改善など、適正な維持管理を行い、安全な道路通行を確保する必要があります。

また、土砂の流出や大雪等に備え、迅速な道路交通が確保できる体制の強化が必要です。

### 【主要施策】

- ①国道29号と482号の安全な通行を図るため、危険箇所の解消等を国・県に要望

します。

- ②主要地方道若桜下三河線の早期改良や吉川集落から岡山県方面への道路延伸等を関係機関に要望します。
- ③人や車の安全を確保するため、良好な道路の維持・管理に努めます。また、住民の安全・安心と利便性向上を図るため、町道の新設改良・舗装や法面改良を計画的に実施します。
- ④道路や道路付帯構造物などの保守・点検を行い、安全な道路標識の維持・修繕に努めます。
- ⑤関係機関と連携して冬期間の安全な道路通行を確保するとともに、高齢者世帯等の除雪費用の助成、集落内除雪用の小型除雪機の貸与など、除雪施策を推進します。(再掲)
- ⑥国道29号郡家地内や鳥取市内の通勤時の混雑を解消するため、関係自治体と連携を図りながら関係機関への要望を行います。
- ⑦公道沿いを含んだ森林整備の適地選定に努め、公道沿いの伐採率を高めた森林の整備に取り組むとともに、関係機関と連携して道路等の倒木被害の防止に努めます。(再掲)

## 道路の状況

### 国道

(単位：m・%)

路線名	実延長	舗装延長	舗装率	改良延長	改良率
29号	18,325	18,325	100.0	18,325	100.0
482号	12,234	12,234	100.0	11,567	94.5

### 県道

(単位：m・%)

路線名	実延長	舗装延長	舗装率	改良延長	改良率
若桜湯村温泉線	12,130	12,045	99.3	10,857	89.5
若桜下三河線	5,299	5,299	100.0	4,999	94.3
若桜停車場線	985	985	100.0	985	100.0

### 町道

(単位：m・%)

実延長	舗装延長	舗装率	改良延長	改良率	未改良のうち、 自動車交通不能
70,677	50,164	70.9	44,614	63.1	2,687
橋りょう					
本数	延長				
85	1,263				

※令和4年3月31日現在

出典：地域整備課

## (7) 情報化の推進

### 【現状と課題】

本町では、移動通信鉄塔や行政イントラネットの整備、鳥取県情報ハイウェイへの接続、光ファイバー網の整備などにより、IP告知端末による行政情報の提供やテレビ電話町内無料化、河川監視カメラの設置などを行ってきました。

しかし、既存のIP告知端末は、整備から10年以上が経過して老朽化が進み、現状を維持するためにはサーバーを含めた設備の全面入替を行う必要がありますが、更新には多額の費用を要することが想定されます。

また、本町のホームページは長年同じCMS<sup>注9</sup>を使用し、町職員が情報の更新を行っていますが、サーバーやCMSのバージョンの老朽化により、レイアウト構成等の大幅な変更が不可能な状況にあり、大幅な改修を行う必要があります。

さらに、貸出用Wi-Fi機器を導入し、各事業やイベント時、災害時の避難所などに設置していますが、公共施設等のフリーWi-Fiスポットの拡充が求められています。

### 【主要施策】

- ① IP告知端末による行政情報の発信や高齢者の安否確認等の多様な利活用と良好な維持管理に努めます。
- ② IP告知端末を更改し、既存機能を継続するとともに、スマートフォンとの連携等の新しい機能の追加に向け、協議を進めます。
- ③ 町ホームページの行政・観光・移住等の情報を区分し、利用者が見やすく分かりやすいレイアウトにデザインの更改を行います。
- ④ SNSや関係機関のホームページを活用し、観光やイベント等情報の積極的な発信に努めます。
- ⑤ フリーWi-Fiスポットを拡充し、観光誘客に努めます。
- ⑥ デジタル技術を活用した住民の利便性向上や社会のニーズに応じて行政機能や行政サービスの在り方を変革するため、自治体DX<sup>注10</sup>を推進します。

## (8) 地籍調査の推進

### 【現状と課題】

本町は平成14年から地籍調査事業に着手し、令和4年で21年目となりますが、要調査面積に対する進捗率は令和2年度末で3.4%と県下で最も低い状況です。

地籍調査を行い土地の所有者、地番、地目、境界、面積を正確に記録することで、災害復旧の迅速化や土地取引・公共事業の円滑化など、個人財産の保護や行政事務の効率化が図られるため、地籍調査事業の促進が必要です。

#### 注9

**CMS**：Contents Management System の略。ウェブサイトのコンテンツを構成するテキストや画像等を一元的に保存・管理するシステム。

#### 注10

**DX**：Digital Transformationの略。進化したIT（デジタル技術）を浸透させることで、人々の生活を良いものへと変革させること。

## 【主要施策】

- ①令和2年度を初年度とする「国土調査事業十箇年計画（第7次計画）」に基づき、地籍調査事業を推進します。
- ②地籍調査を推進するため、航空レーザー測量<sup>注11</sup>などの先進技術を活用することを検討します。

### 地籍調査事業計画

(単位：km<sup>2</sup>)

事業年度	単位地区名	調査面積
R 4 ~ R 6	大野の一部	0.14
R 5 ~ R 7	小船の一部	0.11
R 6 ~ R 8	小船の一部	0.11
R 7 ~ R 9	小船の一部	0.07
R 8 ~ R10	落折の一部	0.10
R 9 ~ R11	落折の一部	0.14
R10 ~ R12	若桜の一部	0.17
R11 ~ R13	若桜の一部	0.24
R12 ~ R14	若桜の一部	0.17

出典：地域整備課

## ❖ 評価指標 ❖

項 目	現 状	目 標	説 明
自主防災組織率	86.4% (R3年度)	100% (R8年度)	
交通事故発生件数	42件 (R3年)	0件 (R8年)	町内で発生した交通事故の件数
ごみ総排出量	668 t (R3年度)	523 t (R8年度)	町内の家庭や事業所から出されるすべてのごみ（一般廃棄物）の総排出量

## ❖ SDGs（持続可能な開発目標）との関連 ❖



### 注11

**航空レーザー測量**：航空機の搭載したレーザー測距儀（主にレーザーを用いて距離を測定する装置）から地上に向けてレーザーを照射し、地上からの反射波との時間差より得られる地上までの距離とGNSS測量機（人工衛星を活用した測位技術）、IMU（慣性計測装置）から得られる航空機の位置情報により、地上の標高や地形の形状を調べる測量方法。

## Ⅱ みんなを大切にし、子どもを産み育てやすいまち

### (1) 地域福祉の充実

#### 【現状と課題】

少子高齢化や過疎化のさらなる進行や核家族化により、身近な住民同士の交流やコミュニケーション不足が指摘され、公的支援への依存度が高まっています。

地域福祉のニーズは日々、多様化しており、要支援者に対しての援助は、行政や社会福祉協議会などの公的機関のみでは十分ではありません。地域の支え合い体制の強化やボランティア活動の充実も必要となっています。

誰もが住み慣れた環境で安心して暮らすことができるよう、行政のみならず社会福祉協議会等の関係機関の機能充実や連携強化を図るとともに、地域福祉に対する住民の理解を高めることが必要です。

また、厳しい社会情勢により、非正規雇用者や失業者が増加する中、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう生活困窮者を支援し、自立の促進に向けて関係機関が連携して包括的に取り組むことが求められています。

#### 【主要施策】

- ①「支え愛マップ」を全集落で3年に一度見直し、地域で支援が必要な方の情報共有に努めます。(再掲)
- ②地域サロン等の福祉活動を充実させ、社会福祉協議会等の関係団体と連携し、退職世代を中心に担い手の養成・発掘・確保を行い、地域の支え手として活躍できるよう支援します。
- ③生活困窮、障がい、介護等、様々な困難を抱える人々を行政と社会福祉協議会等の関係機関が連携して包括的に支える体制を充実させます。
- ④社会資源マップの更新を通じて町内外の事業所の情報を把握するとともに、社会資源を住民に周知します。



支え愛マップ作成

### (2) 高齢者福祉の充実

#### 【現状と課題】

本町の高齢化率（65歳以上の人口割合）は、令和2年の国勢調査によると48.6%であり、高齢化はますます進行しています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域の支え合い体制の構築や在宅福祉サービスの充実を図り、生きがいをもって活躍できる環境づくりが必要です。

支援を要する高齢者やその家族の援助、要介護状態にならないための介護予防サービスの充実、家族介護と高齢者福祉サービスのバランスの取れた在宅支援の拡充が必要とされています。

食料品や日用品等の買い物支援策として、移動販売車の運行に係る費用の支援を実施しており、高齢者のコミュニケーションの場や見守りにもつながっていますが、一方でサービスにつながらない認知症の方への対応が課題となっています。

認知症の方等が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう支援を充実させる必要があります。

#### 【主要施策】

- ①高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムの強化に向け、支え愛のまちづくり推進協議会、地域ケア会議、事業者ネットわかさ等を開催し、関係機関の連携を図ります。
- ②地域での声かけ運動推進や「お元気ですかコール」、配食サービス等を通じた安否確認等を行い、高齢者の見守りと実態把握を行うほか、見守り名簿を活用して関係機関との情報共有を図り、虐待の防止と早期発見に努めます。
- ③介護・医療・健診情報等を活用して、高齢者の心身の多様な課題に対応できるよう、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業に鳥取県後期高齢者医療広域連合と連携して取り組みます。
- ④高齢者の閉じこもり予防や生きがいづくりのため、地域でのサロン開催を支援し、フレイル<sup>注12</sup>や認知症の予防のほか、サロンで共に食事をとることで栄養改善や孤食対策等を進めます。
- ⑤老人クラブ等高齢者団体の育成のため、老人クラブのリーダー等の要望に応じて研修を行うほか、高齢者の豊かな技術・技能の活用や健康維持、生き甲斐づくりと社会参加促進のために社会福祉協議会と連携するとともに、シルバー人材センターを支援し、高齢者が地域の支え手として活躍できるよう取り組みます。
- ⑥食料品や日用品等を取り扱う店舗がない地域の買い物支援体制の充実に努めます。
- ⑦認知症の方とその家族が地域で安心して暮らせるよう、認知症カフェ<sup>注13</sup>の開催や認知症ケアパス<sup>注14</sup>の活用等による当事者・家族支援を実施します。また、徘徊高齢者等の見守り体制の構築や、成年後見制度の利用促進、若年性認知症の啓発と当事者への支援に取り組みます。

### (3) 障がい者福祉の充実

#### 【現状と課題】

現在、相談支援事業所（サマーハウス）に、相談支援事業及び地域活動支援センター

#### 注12

フレイル：健康な状態と要介護状態の中間に位置し、加齢や疾病によって身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと。

#### 注13

認知症カフェ：認知症の人や家族、認知症に関心のある人、医療・介護・福祉の専門職などが、誰でも気軽に集える場所。

#### 注14

認知症ケアパス：発症予防から人生の最終段階まで、認知症の様態に応じて相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのかをあらかじめ標準的に示したもの。

事業を委託し、当事者や家族などに対する相談・支援体制の充実を図り、福祉サービスの利用援助等の支援を実施しています。

また、ボランティアなどの地域活動や他団体との交流など、地域における自発的な活動を実施するための支援を行っています。

しかし、障がいに対する理解促進については十分な啓発活動を行えておらず、広報誌やホームページを活用した情報発信が必要です。

町内に福祉サービス提供を行う事業所が2箇所と社会資源に乏しいことから、障がい特性に応じた需要に対応できるサービス提供体制の確保が必要です。

さらに、障がい者とその家族が、住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、心身の状態などを踏まえた適切な支援を行うとともに、就労機会の充実に努める必要があります。

#### 【主要施策】

- ①障がいに対する正しい理解を深めるための啓発活動や教育等を推進するとともに、関係団体で構成する障がい者虐待防止ネットワークを強化し、虐待防止に努めます。
- ②東部四町障がい者地域生活支援協議会を活用し、広域的なサービス提供体制の確保に努めます。
- ③障がい者が地域で自立した日常生活・社会生活を送れるよう、地域生活支援事業の充実に努めます。
- ④公共職業安定所等と連携し、就労支援体制の整備に努めます。
- ⑤障がい者が生きがいのある生活を送れるよう、福祉サービスの充実や相談・支援体制の強化を行います。
- ⑥支援の必要な人が福祉サービスの利用に繋がるよう、関係機関との連携を密にします。
- ⑦障がい者団体の育成・指導を行います。

#### (4) 結婚・出産・子育ての支援

##### 【現状と課題】

本町の出生数は著しく減少しており、少子化が急速に進行しています。出会いから結婚・妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない支援体制の構築が必要です。

核家族化の進行や女性の社会進出、移住定住の推進などにより、子育て環境は大きく変化しており、求められる子育て支援施策も変わってきています。

これらの環境の変化の中で、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく確保していくため、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもと、子育てと仕事の両立を支援し、住民のニーズに対応した子育て支援の質の向上が必要となっています。

また、結婚推進事業に取り組み、出会いの場の提供に努めていますが、参加者は多くありません。ニーズの把握と参加しやすい仕組みづくりが必要です。

## 【主要施策】

- ①ファミリーサポートシステム<sup>注15</sup>事業を推進し、子育て世代包括支援センター<sup>注16</sup>の機能を果たすことで、地域全体で子育てを支援する環境づくりに努めます。
- ②子育てで支援・家庭支援や延長保育、一時保育、病後児保育など、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- ③放課後児童クラブを安全・安心な子どもの活動拠点と位置づけ、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動等の取組を推進します。
- ④子どもとその家庭に対するきめ細かな支援をすることで、虐待の早期発見に努めるとともに、ヤングケアラー<sup>注17</sup>についての正しい知識の普及を行い、その予防につながるよう働きかけます。
- ⑤子どもの健やかな成長を願うとともに、子育ての経済的な負担軽減のため、出産祝金、家庭内保育の子育て応援給付金を支給します。
- ⑥学校給食費の無償化を実施し、子育て支援策の拡充を図ります。
- ⑦豊かな自然環境を活かした運動遊び教室や食育活動、動植物とのふれあいなどの四季折々の活動、心ときめく体験の提供、国際感覚を養う英語活動の充実、地域交流の推進等により、わかさこども園における質の高い教育・保育を提供するとともに、子育て支援センターの機能を強化します。
- ⑧鳥取県東部4町をはじめとする広域的な結婚推進事業を展開します。また、本町単独で民間企業等と連携した新たな事業実施を検討します。
- ⑨結婚相談所登録料等の助成やえんトリー（とっとり出会いサポートセンター）、麒麟のまち婚活サポートセンター等の関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。
- ⑩結婚に係る経済的負担を軽減するため、結婚した若者等に対し、住宅取得費用や引越し費用を支援します。



わかさこども園（運動会）



子育て支援センター（おもちゃ遊び）

## 注15

ファミリーサポートシステム：子どもを「預けたい人」と「預かる人」のネットワークをつくり、地域で子育てについて助け合う仕組み。

## 注16

子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期にわたる切れ目のないきめ細やかな総合相談支援の窓口。

## 注17

ヤングケアラー：本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。



## (5) 住民の健康づくり

### 【現状と課題】

近年、医療技術の進歩や医療サービス水準の向上などにより寿命延伸が進み、我が国は世界有数の長寿国になっています。

一方で、食生活の変化や運動不足などに起因した生活習慣病やストレスなどによる心の病気を発症する人は増加しており、心と体の健康を保つためにコロナ禍においても感染防止対策に留意した健康づくりの手法が求められています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、健康ポイント事業の参加者数の減少や笑いケア体操の普及の停滞、料理講習会の中止などが見られており、健康づくり施策に新たな工夫が求められています。

### 【主要施策】

- ①「第4次健康若さ21計画」を策定し、住民の意向を考慮した上で新型コロナウイルス感染予防対策に留意し、小規模単位での開催やIP告知端末を活用した健康情報発信などの新たな健康づくりを実施します。
- ②若桜学園・わかさこども園・教育委員会などと連携して、親子の料理講習会など、乳幼児から食に対する関心を持ってもらえるよう食育を推進します。
- ③小規模単位での健康教室やフレイル予防のための筋力測定などを開催します。
- ④食生活改善推進員と連携した食生活改善事業を実施します。
- ⑤町民一人ひとりのニーズに対応した心の健康相談に対応するとともに、相談窓口を広く周知し、相談しやすい体制整備を行います。
- ⑥町民や地域団体、事業者、保健医療関係者が連携して地域全体の健康づくりを推進するため、引き続き健康体力づくり推進協議会を開催し、健康づくりについての意見を施策に反映します。

## (6) 医療の確保

### 【現状と課題】

町内に内科・歯科がそれぞれ2医院開業していますが、緊急時や入院時、左記以外の専門医療の場合は、近隣市町の医療機関を受診される方がそのほとんどを占めています。

疾病構造の多様化や健康に関する関心の高まりなどにより、医療関係の需要はますます高まっており、住民と密着した訪問指導や健康相談などの体制を充実させ、生活習慣病の改善や疾病の予防・早期発見に努めることが重要であり、医療機関との連携をより一層強化し、診療体制や患者輸送のあり方など、地域の実情に応じた対策が求められています。

一方で、各種検診の受診率の低下が見られるため、東部圏域で個別検診できる体制の整備や町内医療機関での積極的な受診勧奨を行っています。町内の医療機関や訪問看護ステーションなどの福祉関係機関との連携を密にし、適正な医療につなぐための働きかけが必要です。

また、町内の医療機関は内科のみのため、専門医に受診するためには総合病院等への

受診が必要ですが、高齢化や移動距離の影響で受診が困難な人の実態把握が必要となっています。

さらに、町内医療機関の後継者の確保が重要です。

### 【主要施策】

- ①各種検診を受けやすい体制の継続に努めるとともに、精密検査の必要性を十分に説明して受診勧奨を行います。
- ②かかりつけ医をもつことの必要性の周知と各種検診未受診者の把握に努めます。
- ③整形外科や精神科など専門医に受診できるよう、通院支援や専門外来の設置を検討します。
- ④健康イベントなどでの若桜町ゆかりの医師との交流を推進するとともに、鳥取大学医学部との連携を強化して研修医を受け入れ、地域医療に関心を持っていただくことにより医師の確保につなげます。
- ⑤検診業務全般について、東部圏域の医療機関と連携して実施します。

### ❖ 評価指標 ❖

項目	現状	目標	説明
合計特殊出生率（外国人除く。）	0.67 (R2年度)	1.68 (R8年度)	一人の女性が一生に産む子どもの数の平均値
特定健診受診率（国保）	50.5% (R2年度)	65.0% (R8年度)	国民健康保険加入者の特定健診受診率
健康診査受診率（後期高齢）	66.9% (R2年度)	75.0% (R8年度)	後期高齢者医療保険加入者の健康診査受診率

### ❖ SDGs（持続可能な開発目標）との関連 ❖





### Ⅲ 豊かな心と体を育み、人材を育てるまち

#### (1) 学校教育・幼児教育の充実

##### 【現状と課題】

若桜学園卒業後、社会でたくましく生き抜くための豊富な知識の習得とそれを活用できる力を身につけ、豊かな人間力や対応力を持った人材の育成を目指し、学校ではOJT<sup>注18</sup>を活用して教職員の指導力向上と授業改善を図っていますが、児童・生徒の学力向上については課題があります。

また、家庭教育支援のニーズは多くありませんが、特別支援対応や学校不適応など顕在化している課題も見られるため、引き続き支援体制等を構築していくことが必要です。

課題解決に向けては、「若桜子どもシンポジウム」や修学旅行での若桜町PR活動などふるさと若桜の特色を生かした事業を行っていますが、こども園・学校・家庭・地域・行政がより一層連携し、コミュニティスクール<sup>注19</sup>を柱として施策を進めていく必要があります。

さらには、子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な指導や支援が行える教育環境を整備し、国際化やSociety5.0の時代を見据え、英語力やICT活用能力の向上を図り、実践的な学習を充実させ、わかさこども園と若桜学園での15年間の継続した学びや育ちにつなげていく必要があります。

部活動においては、児童・生徒数の減少に伴い維持存続が困難な状況になっているため、持続可能な運用方法の検討が必要です。

##### 【主要施策】

- ①鳥取県の学力向上推進事業の取組と連携して授業改善を図り、児童生徒の学力向上に努めます。
- ②放課後や夏休みの学習支援教室を実施し、個々の課題に合わせた学習支援に取り組むとともに、進路保障のための公営塾等の開設に取り組めます。
- ③保護者の困り感に対し支援できるよう、地域や関係機関と連携して取り組めます。
- ④コミュニティスクールで熟議等を実施し、学校目標や課題を家庭、地域と共有しながら、地域とともに、創り上げる学校を目指していきます。
- ⑤総合的な学習をはじめとして地域の学習を教材化し、地域と一体化したふるさと教育を推進します。
- ⑥子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な指導や支援が行えるよう、特別支援教育や適応指導教室、学習支援教室等の充実を図ります。

##### 注18

**OJT**：On the Job Trainingの略。職場での実践を通じて業務知識を身に付ける育成手法。

##### 注19

**コミュニティスクール**：保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくための仕組み。

- ⑦ スクールソーシャルワーカー<sup>注20</sup>を配置し、福祉分野等の関係機関と連携して児童・生徒が抱える諸問題に対する取組を推進します。
- ⑧ 児童・生徒が英語に触れる機会を増やし、英語力の向上と国際社会に対応できる人材の育成を実施します。
- ⑨ 1人1台のタブレット端末を活かした効果的な学習を実施し、ICT教育を推進します。
- ⑩ 若桜学園とわかさこども園、教育委員会が一体となって0歳から15歳までの一貫した効果的な教育を推進します。
- ⑪ 現在の若桜学園の部活動を推進しながら地域や外部の人材を活用し、子どもたちが取り組みたい活動が可能となる運用方法を検討します。
- ⑫ 学校における食育を引き続き推進し、地場産物を活用した学校給食の充実を図ります。
- ⑬ 鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）の遊びきる子どもを目指した保育・教育活動に取り組みます。
- ⑭ 子育て家庭の交流の場の提供や育児不安などの相談に応じ、幅広く育児支援相談を行います。
- ⑮ 若桜の自然の中に触れ、興味・関心を持ち、心を動かす直接体験に取り組みます。
- ⑯ 幼児期に体を動かす遊びを実施し、運動を楽しむための基礎的な体力や運動機能の向上に努めます。
- ⑰ 園児が地域の方と触れ合う中で協調性や思いやりの心を育み、郷土を愛する子どもを育てます。



電子黒板を活用した授業風景

《若桜学園児童・生徒数の推移》

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学生	90	89	78	78	73	77	77
中学生	56	55	49	52	53	45	39
計	146	144	127	130	126	122	116

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
小学生	76	78	75	78	69	60
中学生	37	34	42	36	40	35
計	113	112	117	114	109	95

※各年度5月1日現在（令和5年度以降は推計）

(出典：教育委員会事務局)

注20

スクールソーシャルワーカー：教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者。

## (2) 社会教育・生涯学習の充実

### 【現状と課題】

自己を研鑽し、豊かな人生を送るためには学校教育期間のみでなく、乳幼児期から高齢期までそれぞれのライフステージにあわせた場所や方法で学習活動が続けることが大切であり、学習活動を単に個人の知識・教養の向上にとどめるのではなく、その成果を地域社会の発展に活かすことが求められています。

また、人口減少や少子高齢化、家族形態の多様化といった急激な社会構造の変化により、地域コミュニティは衰退しており、地域コミュニティの再生・活性化のためには次世代の担い手である青少年、若者の地域社会への参加を促し、多世代交流を通じた地域の絆づくりを推進する必要があります。

地域におけるつながりや支え合いの希薄化により、地域における教育力の低下が指摘される中、子どもたちの成長を学校教育のみに頼るのではなく、地域社会が総がかりで担っていくために、地域と学校が連携・協働するための仕組みづくりが必要です。

### 【主要施策】

- ①ライフステージに応じて学び続けるための学習環境を整えるとともに、住民のニーズに対応した学習機会の提供を図り、生涯教育の推進に努めます。
- ②わかさ生涯学習情報館を拠点とした読書活動の推進を図るとともに、わかさこども園、若桜学園、若桜町公民館、若桜町保健センター等と連携し、あらゆる場面での読書機会の提供に努めます。
- ③生涯学習を通じた学びの成果が、地域づくりに役立てられるような学びの実践の場づくりに努めます。
- ④社会教育士の計画的な育成に努めるとともに、地域において社会教育に携わる指導者・支援者となる人材の育成に努めます。
- ⑤生涯学習の拠点となる若桜町公民館、池田分館、わかさ生涯学習情報館といった社会教育施設の機能の充実に努めます。
- ⑥中高生がボランティア活動等を通じて、地域社会に関わることでできる活動の場づくりに努めます。
- ⑦学校を核とした地域づくりを目指すために、地域住民の学校活動への参画を促し、地域と学校の連携・協働体制の推進に努めます。



読み聞かせ

## (3) 人権・同和教育の推進

### 【現状と課題】

本町は、人権・同和問題を重要課題として位置付け、部落差別や障がい者差別など様々な差別やいじめを解消するため、人権教育、啓発活動に取り組んできました。その結果、一定の成果は見られるようになりましたが、令和3年に実施した町民実態調

査の結果からは、いまだに偏見や差別意識が現存することが読み取れ、多くの課題が残されています。

部落差別解消推進法など新たに施行された法律や社会情勢の変化に応じ、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の課題について情報発信するとともに、人権学習を推進する必要があります。

公開学習講座、小地域学習会、町研究集会など各種事業では、参加者の高齢化と固定化が見られることから、研修内容の見直し等、興味を持って自主的に参加してもらえるよう実施方法を工夫していく必要があります。

#### 【主要施策】

- ①第5次部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画、部落差別解消推進法に基づき、人権・同和施策を推進します。
- ②児童・生徒の実態に即した人権・同和教育を推進します。
- ③人権・同和問題に関する学習意欲の喚起や理解を深めるため、学習機会の提供に努めます。
- ④同和教育推進協議会への活動支援や小地域学習会、職場内研修の開催など、人権・同和教育の推進に努めます。
- ⑤ふれあい交流センターを中心に関係機関と連携しながら、人権啓発活動を推進します。



人権問題公開学習講座

### (4) 男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

若桜町男女共同参画プランに沿って男女共同参画社会の実現に向けて取組を行っています。

人権・同和教育と連携した学習機会の提供や広報誌の連載記事はもとより、各種啓発週間等をとらえた取り組みを進めています。

男女共同参画を推進するためには、男女がお互いの性差を十分に理解し合うとともに、性別分担意識を解消し、女性の能力を十分に発揮し活躍できる職場環境づくりや男性の家事・育児・介護への参加を促進する取組が重要です。

#### 【主要施策】

- ①男女共同参画に関する学習機会の提供や啓発活動の充実に努めます。
- ②地域社会や働く場における取り組みの支援や情報発信に努めます。
- ③男女間におけるあらゆる暴力の根絶に努めます。
- ④男女共同参画に関する目標値を設定し、庁内の各部局が連携して総合的かつ効率的に推進します。

## (5) 文化・芸術の振興

### 【現状と課題】

文化・芸術は、人の表現力や創造力を高め、文化・芸術に触れることで住民の心が豊かになり、まちの魅力向上につながることを期待されます。

町民文化祭の開催や作品展示、芸能発表機会の提供など、住民主体の文化・芸術活動の推進に努めていますが、高齢化や指導者・世話役のなり手不足により、活動継続が困難になっている団体も見られます。

若桜郷土文化の里では、たくみの館を中心に年間を通して企画展や常設展を開催し、文化・芸術や郷土に関する資料、町内外の芸術作品に触れる機会を提供していますが、所蔵作品数の増大により、台帳整備や所蔵品管理が課題となっています。

### 【主要施策】

- ①住民主体による文化活動を支援し、文化・芸術の振興に努めます。
- ②たくみの館で企画展・常設展を開催し、優れた文化・芸術に触れる機会の提供に努めるとともに、文化・芸術作品を後世に残すため、適切な保存・管理に努めます。
- ③施設や収蔵品も含めた若桜郷土文化の里の有効活用を推進します。

## (6) 文化財の保護・活用

### 【現状と課題】

令和3年に若桜宿が重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。今後、保存・活用に向けて体制を整備し、地域住民と協働しながら取組を進める必要があります。

また、本町には、国・県・町指定の文化財をはじめとして、数多くの貴重な歴史的遺産があります。先人から受け継いだ貴重な文化財の重要性を一人ひとりが認識し、地域が一体となって保存・活用を推進し後世に引き継ぐことが地域の文化の存続と活性化につながることから、文化財保護意識の醸成を図ることが必要です。

さらに、若桜神社大祭など文化財指定されている民俗文化財は必要に応じて支援等を行っていますが、町内に残る伝統行事や技術、食文化などの保存伝承に向けた取組の方向性については確立されていません。

加えて、若桜鬼ヶ城跡の日常的な管理及び来訪者の安全確保のための登山道の整備等を進めていますが、整備活用計画等は策定されていません。

### 【主要施策】

- ①重要伝統的建造物群保存地区の保存・活用に向けた体制の整備とともに、保存団体の活動支援など、地域住民と協働しながら活性化の取組を推進します。
- ②文化財指定・未指定に関わらず、町内に残る伝統行事や伝統文化については、文化財保存活用地域計画策定を踏まえつつ、保存継承に向けた検討を行います。
- ③文化財保存活用地域計画の策定を検討し、地域の文化遺産の把握及び保護施策の確立を目指します。
- ④文化財の所有者と緊密に連携を取りながら、貴重な文化財の保存に努めます。



- ⑤生涯学習講座や学校教育、住民団体の事業等と連携しながら、地域の文化財について学ぶ機会を提供します。
- ⑥若桜鬼ヶ城跡の計画的な整備に向け、整備活用計画の策定を検討しつつ、城跡と周辺の文化財等の包括的な活用の推進を目指します。



若桜町伝統的建造物群保存地区



岩屋堂



若桜橋

## (7) スポーツ・レクリエーションの振興

### 【現状と課題】

乳幼児期から高齢期まで、いつでも誰でも気軽に運動やスポーツを楽しみ、体力向上や健康寿命の延伸に繋げることが重要です。

スポーツの多様化が進む中、住民のニーズに対応するためには、地域や住民が主体となった活動を支援し、指導者を育成することにより、スポーツ人口を広げる必要があります。

また、住民のスポーツ活動の活性化を図るためには、若桜クラブ、体育協会、スポーツ推進委員等の社会体育団体間の連携が不可欠であり、楽しく安全にスポーツ活動を楽しむことができる施設環境の改善も必要です。

### 【主要施策】

- ①本町社会体育行政の活性化と一層の推進を図るため、組織の在り方を検討するとともに、各団体と行政との連携強化及び事業内容の見直しを行います。
- ②専門的な技術を有するスポーツ推進委員の育成に努めます。
- ③各社会体育施設の利用促進を図るため、施設の利用頻度・利用目的等を把握し、各年代のニーズに沿った施設環境の改善に努めます。

- ④各種大会、教室、講習会等を開催し、住民の健康・体力づくりの機会の提供に努めます。



八幡広場（グラウンドゴルフ大会）

❖ 評価指標 ❖

項 目	現 状	目 標	説 明
若桜学園で英語検定3級以上の英語力を有する生徒の割合	25% (R3年度)	50% (R8年度)	英検3級(中学卒業レベル)の英語力を県事業の調査を基に算出
町の審議会等における女性委員の割合(平均)	33.8% (R3年度)	40%以上 (R8年度)	構成員に占める女性の割合
伝統的建造物群保存整備事業補助金交付件数	5件 (R3年度)	25件 (R4~8年度累計)	国庫補助事業及び単町補助事業の合計

❖ SDGs（持続可能な開発目標）との関連 ❖



## Ⅳ 豊かな自然を活かし、産業が活性化するまち

### (1) 農業・畜産業の振興

#### 【現状と課題】

農業については、従事者の高齢化や担い手不足に直面しており、離農や耕作放棄地も増加していることから、農地の現状維持を目指し、生産体制の支援を行うことが重要です。

水稻は、令和2年に精米調整施設を整備し、若桜米としての付加価値をつけたブランド化と販路拡大に取り組んでいます。

また、特産品としてエゴマの栽培奨励、関連商品の開発支援、搾油加工施設の整備を行っており、さらなる販路拡大に向けて関係機関と連携した取組を進めることが必要です。

さらに、畜産業については、和牛や豚などの畜産農家の支援を継続し、経営の安定化を図ることが必要です。

#### 【主要施策】

- ①農用地、宅地など相互の土地利用の転換にあたっては、自然環境との調和や環境保全に留意しながら、限られた資源を適切に管理し、有効利用に努めます。
- ②農用地については、現地確認を積極的に行い、遊休農地の発生防止、解消、違反転用防止を図ります。
- ③専門的に農業に従事する者や継続的に農地利用を行う中小規模の経営体等を対象に研修会を実施するとともに、農業改良普及所やJA等によるスマート農業<sup>注21</sup>等を活用して、省力化・精密化や高品質な生産を推進する新たな農業技術の導入や気候変動に対する適応策などを踏まえた営農指導を促進します。
- ④農業や畜産業の担い手不足解消のため、地域おこし協力隊や親元就農促進支援交付金等を活用しながら将来の担い手候補としての育成・確保に努め、新規就農と定着促進を図ります。
- ⑤就農者の確保に努め、集落営農組織の育成・農業法人化を推進するとともに、営農技術支援や農機具共同利用など効率化に向けて取り組みます。
- ⑥(有)若桜農林振興の機能強化を図り、町内の担い手を補完する一担い手として育成・支援します。
- ⑦町内各地域における人・農地プランの作成及び実質化を推進し、担い手への農地の集積・集約化を加速化するとともに、中小・家族経営など多様な経営体と連携・協働し、地域を支える取組を推進します。
- ⑧収入保険制度や経営所得安定対策等の普及促進を図ります。

#### 注21

**スマート農業**：ロボット技術やICT（情報通信技術）、AI（人工知能）を活用して、省力化・精密化や高品質生産等を実現する新たな農業。

- ⑨スマート農業、デジタル技術の活用やセンチピードグラス<sup>注22</sup>等の管理省力化を推進し、国・県の中山間直接支払制度等を活用しながら、生産基盤維持や保安全管理に努めます。
- ⑩地域の特性を活かした特産品の開発を支援します。また、支援対象品目の継続・拡大を通じ、良質で低廉な農産物の生産・加工の実現に努めます。
- ⑪若桜米や若桜特有のエゴマの推奨を継続し、有利販売やブランド化を目指し、販路拡大を支援します。
- ⑫豚肉のブランド化を目指し、増頭など安定的な生産体制や販路拡大を支援します。
- ⑬旧戸倉トンネル利用促進協議会と連携し、年間を通して冷涼な環境を活用して付加価値を付けた新たな特産品づくりを進めます。
- ⑭小規模自給農家の所得向上に向け、学校給食等への食材提供や道の駅での地元販売に繋がるよう関係機関と連携していきます。



若桜エゴマ工房



若桜町精米施設

## (2) 有害鳥獣対策

### 【現状と課題】

近年は有害鳥獣が民家付近で出没しており、農林産物等の被害を防止するために侵入防止柵の更新や機能向上が必要です。

また、狩猟者による捕獲活動を推奨するとともに、捕獲から解体・処理・加工までをスムーズに行い、ジビエ肉のブランド化を推進することも重要です。

### 【主要施策】

- ①侵入防止柵の設置・更新や機能向上に対し、継続した支援を行います。
- ②捕獲活動を推進するとともに、新しい狩猟者の育成・確保を図ります。
- ③「わかさジビエ」の普及のため、首都圏等で開催されるイベントへ参加し、販路拡大とPRを図ります。



ジビエ特産品

### 注22

センチピードグラス：畦畔等の雑草を抑える草種。草刈作業の省力化に利用されている。

### (3) 林業の振興

#### 【現状と課題】

森林整備意識の醸成、路網の高密化、高性能林業機械の導入等により、素材生産量は増加傾向にあります。さらなる増加を目指すためには森林所有者の同意、路網の拡充、機械化の推進、技能者の育成等に引き続き取り組む必要があります。

原木をそのまま町外へ出荷することなく全量を町内で加工し、若桜材の付加価値を高めて販売できるよう、木材加工施設の整備支援に取り組んでいるところです。

#### 【主要施策】

- ①経済利用と環境保全を両立した持続的な森林経営管理の実現を目指し、素材生産を目的とした森林整備を推進するとともに、環境保全への配慮が求められる森林区域や林業経営適地でない森林については、水源涵養機能等の公益的機能の高度発揮を目的とした森林整備を推進します。また、町有林についても適正な管理に努めます。
- ②山林所有者の所得確保や町産材の利用促進を図るため、林業事業者等の森林経営計画の作成を促進するとともに、計画的な施業実施を支援します。
- ③林道、林業専用道（規格相当）、森林作業道の整備を推進するとともに、建設工事発生残土の民間受入の制度構築など、効率的な事業実施を図ります。
- ④林業技能者の技術向上及び新規就業者の雇用支援等新たな担い手の参入を図ります。
- ⑤若桜素材生産共同体を中心とした森林整備の強化を図り、若桜材による資金と資源の好循環を目指します。
- ⑥高性能林業機械の導入を支援します。
- ⑦製材所との連携を図りながら、木材産業のニーズに応じた生産体制の構築を図ります。
- ⑧森林環境教育や木育を推進します。
- ⑨J-クレジットなどの認証制度の活用について検討します。（再掲）
- ⑩木育の推進や森林をツールとした都市部との人的、物的交流など、森林を舞台に、交流の輪を広げ、地域を牽引する人材育成に取り組めます。
- ⑪町産材の利活用として、生活・住環境における薪ストーブ等の導入によるバイオマスエネルギーへの転換や生活空間の木質化を通し、町産材のフル活用を進め、木の温もりをより身近に感じる生活環境を創造します。
- ⑫町有林等の山林境界の明確化を進めます。

### (4) 地域経済の循環促進

#### 【現状と課題】

商業を取り巻く現状は厳しく、経営者の高齢化や後継者不足、消費者ニーズの多様化、町外の大型店舗やインターネットでの購入の増加により、地元商店での購買率は低下しています。

また、工業についても大半が中小企業で、経営や就労環境は厳しい状況にあります。

町内の小規模事業者数は減少傾向にありますが、近年は若者等による創業や事業承継の動きが見られ、引き続き支援を行うことで商工業の活性化を促進することが重要です。

このような現状を踏まえつつ、地域で買い物をする人を増やして地域の消費力を向上させることで町内の店舗数を増やし、地域の経済規模を拡大することにより雇用を増やすことで、人口減少に歯止めをかけることも可能となります。こうした好循環を促すためには、地域の産品を地域で消費する「地産地消」はもとより、地域に必要なものをなるべく地域で調達する「地消地産」の発想で地域内の経済循環を促進し、雇用創出や所得確保につなげることが大切です。

さらに、近年は目立った企業進出はなく、農林水産業等と連携した企業誘致や創業支援により、小規模でも新たな雇用を創出する必要があります。

令和3年に若桜町特定地域づくり事業協同組合を設立し、通年雇用が難しい町内事業所の様々な仕事を組み合わせ、組合が雇用した職員を派遣することで年間を通した雇用を生み出す取組をはじめており、若者の定住や移住の促進につながることを期待されます。

#### 【主要施策】

- ①商工会等と連携し、新商品や既存の商品の販路拡大、PRに努めます。
- ②地元での買い物や調達を促進し、地域の消費力の向上に取り組みます。
- ③休廃業を抑制し、商工業の活性化を図るため、事業承継の支援に努めます。
- ④古民家や空き家を活用した創業や町内にない又は足りない業種の創業を支援します。
- ⑤商工会と連携し、新規創業・経営の支援を行うとともに、融資制度の充実を図り、地元企業との情報共有を行います。
- ⑥遊休施設を企業誘致の推進に活用することを検討するとともに、町内の雇用拡大を図り、移住者・新卒者等の就労を支援します。
- ⑦若桜町特定地域づくり事業協同組合を支援し、複数の仕事を組み合わせて年間を通して安定した雇用を創出し、若者等の定住につなげます。
- ⑧農作業などの体験交流事業ができる環境づくりを行います。
- ⑨地域経済の活性化と社会的交流の促進を図るため、地域通貨の導入を検討します。



道の駅若桜「桜ん坊」



若桜のえごま油

## (5) 観光の振興

### 【現状と課題】

若桜鉄道や若桜宿の町並み、不動院岩屋堂、若桜鬼ヶ城跡などの歴史的な観光スポットを訪れる観光客は、コロナ禍においても多く見られます。

若桜鉄道においては、近年、水戸岡鋭治氏の監修による観光列車の導入や若桜駅駅舎の改修を実施し、若桜駅周辺の魅力向上を推進しており、今後は、新しい生活様式に対応したツアー造成やイベントの開催について検討する必要があります。

また、若桜宿内は、令和3年に重要伝統的建造物群保存地区に選定され、歴史的な町並みを活用した滞在型観光を推進するために、消費者ニーズを捉えた新たな観光素材の発掘や開発、駐車施設や宿泊施設などの整備・支援に取り組む必要があります。

さらに、氷ノ山については、スキー、登山、キャンプ、サイクリング、美しい星空など、年間を通して来訪者が楽しむことができる事業を展開し、豊かな自然環境を最大限に活用したさらなる観光誘客に努めなければなりません。

このように、町内の観光資源を活かして誘客に努めるとともに、地域での消費行動を促進し、地域への経済波及効果を高めることが必要です。

### 【主要施策】

- ①景観に配慮した屋外広告物の設置を促進し、若桜宿の魅力を発信します。
- ②ウィズコロナの状況を勘案したツアー造成やイベントを検討し、観光客の増加に努めます。
- ③観光列車にアテンダントが乗車し、車内販売等を実施するとともに、駅周辺などで利用できる割引特典の設定、駅構内での物産市の開催、地域観光とパッケージ化した商品開発など、若桜鉄道乗車前後の地域内における滞在時間の増大に努めます。
- ④駅前、駅ナカの観光客を駅構内へ導くため、若年層をターゲットとした新たな観光スポットの整備を検討します。
- ⑤重要伝統的建造物群保存地区をPRし、SNSを意識したフォトスポットやガイド付きまち歩きプラン、レンタサイクル等のコンテンツを充実させ、宿内への誘客に努めます。
- ⑥観光協会等と緊密に連携をとりながら、若桜鬼ヶ城跡や三百田氏住宅等の文化財を活用した誘客体制の確立に努めます。
- ⑦観光ガイドの育成・強化や各観光施設との連携など、観光協会の取組を支援します。
- ⑧地域や各種団体等と協力し、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた氷ノ山のグリーンシーズン事業（キャンプ・星空観察等）を展開し、観光客の増加を図ります。
- ⑨昨今のニーズに合わせ、老朽化した氷ノ山キャンプ場の改修を行います。
- ⑩サイクリング事業への取組を強化し、他町とも連携しながらサイクリストへの支援強化を行います。
- ⑪積雪量の減少によりスキー場営業日数が短くなってきている傾向があり、短期間でも効率的に入込客数の確保を図るため、休日に集中する来場者を平日に誘導するよう集客促進事業を展開します。

- ⑫麒麟のまち、県、東部市町と連携し、ウィズコロナ・アフターコロナを踏まえた受入体制の整備を行い、観光ツアーの誘致を推進します。
- ⑬観光協会等が行うウィズコロナ・アフターコロナのインバウンド需要に対応する外国人観光客向けの受入プログラムの造成を支援します。
- ⑭観光客の滞在時間を増やし、インバウンドにも対応するために若桜宿内等に宿泊施設を整備すること（支援を含む。）や観光客の利便性向上のために駐車場を整備することを検討します。
- ⑮一般車両では通行が困難な細街路でも通行が可能で、乗降場所を柔軟に設定できるグリーンスローモビリティを若桜宿内で運行し、近距離の移動支援や観光目的で活用することを検討します。（再掲）



氷ノ山スキー場



氷ノ山夏山開き



蔵通り

《観光入込客数の推移》

(単位：人)

名 称		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
観光協会・ 観光案内所	一 般	4,120	4,340	7,281	8,193	5,549	5,712
	外国人案内				67	14	5
	岩屋堂案内					206	233
	計	4,120	4,340	7,281	8,260	5,769	5,950
若 桜 駅	ツアー・団体	4,650	3,357	4,038	5,312	4,167	1,197
	一般入構	8,178	5,177	4,485	3,744	2,472	2,535
	計	12,828	8,534	8,523	9,056	6,639	3,732
道の駅 若 桜		87,386	87,331	88,622	91,579	69,917	70,758
若 桜 郷 土 文 化 の 里		4,925	4,343	4,259	5,443	2,709	2,621
若 桜 鬼 ケ 城 跡				935	3,663	1,587	1,461
三百田氏住宅田舎料理		549	92	366	597	216	106
休憩交流処 かりや		8,105	8,430	8,533	7,917	5,967	7,615



昭とおもちゃ館	観覧	971	556	978	1,515	13	
	来店	8,517	10,261	14,638	19,014	14,429	17,456
	計	9,488	10,817	15,616	20,529	14,442	17,456
若桜民工芸館		2,754	2,730	4,217	3,356	2,344	3,203
若桜宿散策	ツアー・団体	2,338	1,414	2,435	1,016	232	307
不動院岩屋堂	ツアー・団体	2,615	1,315	1,041	993	238	
若桜駅前にぎわいプラザ						19,315	21,133
若桜駅駅ナカカフェ						10,796	11,299
氷ノ山	登山	4,299	6,595	5,407	3,616	4,023	4,357
	スキー場	24,362	30,505	27,924	16,260	39,238	42,835
	キャンプ場	3,982	4,715	4,422	4,721	2,517	3,057
	計	32,643	41,815	37,753	24,597	45,778	50,249
氷ノ山高原の宿 氷太くん	宿泊	14,358	13,179	13,602	11,062	1,619	3,561
	レストラン等	37,892	37,413	39,252	4,150	4,252	3,768
	eバイク						23
	グラススキー						45
	計	52,250	50,592	52,854	15,212	5,871	7,397
響の森	入場	17,011	17,413	16,586	19,831	14,891	14,241
	自然体験	19,996	24,885	23,184	34,935	15,762	28,354
	計	37,007	42,298	39,770	54,766	30,653	42,595
ゆはら温泉ふれあいの湯		20,150	20,970	21,484	20,690	11,693	15,448
合 計		277,158	285,021	293,689	267,674	234,166	261,330

(出典：若桜町観光協会)

❖ 評価指標 ❖

項目	現 状	目 標	説 明
農林業新規就業者数	0人 (R3年度)	3人 (R4~8年度累計)	新たに農林業関係の職業に就いた人数
木材搬出量	19,000m <sup>3</sup> (R2年度)	28,000m <sup>3</sup> (R8年度)	
創業・継業者数	1件 (R3年度)	15件 (R4~8年度累計)	創業支援補助金・事業継承支援補助金交付件数
観光入込客数	261,330人 (R3年度)	300,000人 (R8年度)	町内主要施設の観光客数

❖ SDGs (持続可能な開発目標) との関連 ❖



## V 住みたい・訪れたい・楽しみたい魅力的なまち

### (1) 国際交流の推進

#### 【現状と課題】

平成22年から大韓民国平昌郡との職員相互派遣交流を開始し、同年に友好交流協定を締結しました。行政や文化、子どもや住民同士の交流を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大等の影響や日韓関係の冷え込みを背景として交流事業を行えていない状況が長く続いており、今後については検討が必要です。

また、令和元年の台湾鐵路管理局の内湾（ネイワン）駅と若桜鉄道若桜駅の姉妹駅協定の締結をきっかけに交流が進み、令和3年には台湾新竹県横山郷と友好交流協定を締結しました。今後、幅広い分野での交流が進むことにより、台湾からの観光客の増加が期待されるところです。

#### 【主要施策】

- ①大韓民国平昌郡との交流について、新型コロナが収束する時期に合わせ、交流の目的や意義等を協議し、どのような形で進めていくかを検討していきます。
- ②台湾新竹県横山郷について、経済、産業、観光、文化芸術、スポーツ、青少年、学校、教育、議会、行政など幅広い分野での交流を推進していきます。

### (2) 国内交流の推進

#### 【現状と課題】

現在、東京都武蔵野市との自然体験交流事業や福井県若狭町・兵庫県多可町との3町交流事業、関西鳥取若桜会との交流などを行っています。

今後も都市圏や友好市町村との交流を継続し、さらなる交流人口の増加につなげていく必要があります。

#### 【主要施策】

- ①交流自治体と連携し、それぞれの地域資源の利活用や事業・イベント開催などにより交流自治体の住民に対しての認知度を高め、交流人口の増加を図り、地域の活性化に努めます。
- ②都市部住民との自然体験を通じた交流により田舎暮らしの良さや町の魅力を伝え、移住・定住の推進や交流人口の増加を図ります。

### (3) 移住・定住の促進

#### 【現状と課題】

本町の人口は急激に減少し続けており、減少率は鳥取県内でも上位となっています。人口減少の主な要因は出生率の低下と若年層の町外転出です。

子どもを産み育てやすい環境の整備や雇用の創出、地域資源を活かした魅力づくりにより、若年層の移住・定住を推進し、出生率の上昇を目指す必要があります。

また、移住・定住には住居の確保が不可欠です。子育て世帯や一人暮らし向けの住宅の整備や空き家の利活用を推進し、若者等を町内に留め、町外への転出を防ぐ取組が必要です。

さらに、進学や就職等で町外へ転出した人のUターンを促進する取組が必要です。

【主要施策】

- ①移住相談会への出展やホームページ・SNS等での情報発信を強化し、移住・定住の取組について幅広くPR活動を実施します。
- ②移住者が地域に定着できるよう、地域住民との交流を促進します。
- ③広報わかさやホームページ等での啓発、空き家実態調査の結果を基にした空き家所有者・自治会への働きかけにより、空き家登録を促進します。
- ④子育て世帯や一人暮らし向けの住宅や宅地の整備を検討し、若者等の町内定住を推進します。
- ⑤新たな移住・定住を促進するため、特定地域づくり事業等により、移住者や新卒者等の就労支援を行います。
- ⑥新婚・子育て世帯の住宅新築・リフォーム等の支援、町出身者のUターン促進のための住居支援や奨学金返還支援等を実施します。
- ⑦フリー Wi-Fiスポットを拡充し、空き家や遊休施設を活用した都市部の企業のサテライトオフィス注23やワーケーション注24の誘致やフリーライター等の移住を促進します。



若桜町移住定住・交流センター

❖ 評価指標 ❖

項目	現状	目標	説明
移住者数	2人 (R3年度)	200人 (R4~8年度累計)	町の移住相談窓口を通じて移住した人数
社会増減数	-49人 (R3年度)	-15人 (R8年度)	転入者数-転出者数 (住民基本台帳)

❖ SDGs (持続可能な開発目標) との関連 ❖



注23

サテライトオフィス：企業等が本社や本拠から離れた場所に設置するオフィス。地方の活性化や雇用促進にもつながり、コスト削減や生産性の向上、地方の優秀な人材の採用などが期待される。

注24

ワーケーション：「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語。観光地やリゾート地でリモートワーク（オフィスに出勤せず、在宅や遠隔地で業務を行うこと）を活用し、働きながら休暇を取る過ごし方。

## VI 住民参加のまち

### (1) 住民が主役のまちづくり

#### 【現状と課題】

広報わかさやIP告知端末、防災行政無線、ホームページによる行政情報の提供を行っていますが、よりわかりやすい広報活動に努める必要があります。

また、自治体本来の姿である住民主役の民主的なまちづくりを推進できるよう、住民との対話に努める必要があります。

#### 【主要施策】

- ①ホームページの内容の充実やIP告知端末や防災行政無線による情報の提供を積極的に実施し、住民の町政への関心を高めます。
- ②行政、観光、移住に関する情報を区分し、利用者が分かりやすいホームページのレイアウトに更改します。
- ③パブリックコメントの制度化と住民の声が届きやすい鳥取県の「県民の声」に類似した仕組みづくりを検討します。
- ④住民や民間団体等がまちづくりに参加するための組織づくりを進め、居住地域や年代、性別にとらわれず、地域課題の解決に向けて、意見や要望を町政に反映するための機会を設けます。
- ⑤直面する課題・問題の解決に向け多角的な視点で捉え、より良い解決を図るため、町民や外部有識者から構成する検討委員会の設置を検討します。
- ⑥人材育成事業補助金を活用し、活力あるまちづくりを推進する人を支援します。

### (2) 地域コミュニティの再生

#### 【現状と課題】

コロナ禍で人と人との出会いやつながりの機会が減少し、地域の活力が低下しており、地域の担い手不足により集落機能の維持が困難になりつつあります。

また、後継者不足、空き家や耕作放棄地の増加などにより、日常生活の利便性の低下と生活環境の荒廃が懸念され、特に、池田地域では集落の活力の低下が進んでいます。集落や自治会の活動を促進し、地域コミュニティと住民同士の絆の再生に取り組む必要があります。

さらに、農林水産業や伝統文化は後継者不足が危ぶまれており、技術や伝統を次世代に残していくための取組が必要です。

#### 【主要施策】

- ①住民のコミュニティ活動やまちづくりの取組を促進し、地域の活性化と人材育成に努めます。
- ②地域力の向上や集落を越えた支え合い体制の強化のため、集落や地域で取り組む里山ビジネスの支援など、地域の実情や特性を踏まえた柔軟な支援を行い、活力のあ

る地域づくりを進めます。

- ③全集落で小地域サロンが開催できるよう補助制度を設け、人と人の集いを支援します。
- ④担い手不足の解消、集落機能維持・強化のため、池田地域に広域的自治組織の設置を検討します。

### (3) 健全で効率的な行財政運営

#### 【現状と課題】

長引く景気の低迷や人口減少により町税収等の自主財源は減少し、地方交付税や国・県補助金等の依存財源に頼らざるを得ない状況が続いています。

一方で、行政が取り組むべき課題の質は高度化・複雑化し、量も増加しており、限りある財源の中でも住民サービスの向上を目指し、行政と民間の役割分担や住民と協働をしながらまちづくりを進めることが重要となっています。

また、第3次若桜町行財政改革大綱や公共施設等総合管理計画等を踏まえた新たな視点での事務・事業や組織の見直し、職員の資質向上により、健全財政の維持と計画的な行政運営を行うことが必要です。

さらに、町有林などの公有財産の適正管理や遊休施設の活用方法の明確化のため、具体的な目標を設定することも重要な課題となっています。

#### 【主要施策】

- ①第3次若桜町行財政改革大綱や公共施設個別施設計画等を踏まえ、財政負担の軽減・標準化を図り、持続可能な行財政改革に取り組みます。
- ②時代の変化に柔軟に対応できるよう、効率的かつ弾力的な組織や機構の編成を図るとともに、職員定数と職員配置の適正化に努めます。
- ③組織や階層・役割に合った職員の人材育成を図るとともに、自己啓発や資格取得への取り組みを支援します。
- ④外部研修については、オンライン形式での受講機会確保のための環境整備を行い、庁内研修については、複数回での実施や分散形式での研修方法を取り入れた研修機会を確保します。
- ⑤機構、組織、事務分掌の見直しや業務マニュアルの作成等を行い、事務の効率化を図ります。
- ⑥水道事業や下水道事業の地方公営企業法適用を推進し、経理状況の明確化や使用料の適正化を図ります。
- ⑦国・県の補助制度を有効活用するとともに、過疎地域が安定的に財源を確保できるよう地方交付税の更なる拡充要望を図るなど、財源の確保に努めます。
- ⑧新規事業の実施にあたっては、基金や地方債の残高を考慮し、将来負担が大きくなるよう、健全な財政運営に努めます。

- ⑨事務を迅速かつ効率よく処理するため、定型的な業務についてはRPA<sup>注25</sup>やAI<sup>注26</sup>の導入により業務フローの見直しを図るなど、合理的かつ効果的な行政運営につながる予算編成に努めます。
- ⑩統一的な基準に基づき財務書類を作成し、他の自治体と比較しながら町財政の効率化・適正化を図ります。
- ⑪老朽化した町有財産については、解体や売却することも踏まえて新たな活用方策を協議し、将来を見据えた適正管理につなげます。
- ⑫財政状況や分析に関する情報の正確かつわかりやすい公表に努めます。

### 《令和2年度普通会計決算》

歳入		(単位：千円)	歳出		(単位：千円)
区分	決算額		区分	決算額	
地方税（町民税、固定資産税等）	242,166		人件費（報酬・給与・手当等）	726,098	
地方譲与税	41,080		物件費（消耗品・燃料費・委託料等）	642,077	
利子割交付金	293		維持修繕費（建物の修繕費等）	40,706	
配当割交付金	956		扶助費（児童手当・医療費助成等）	264,180	
株式等譲渡所得割交付金	1,052		補助費等（負担金・補助金等）	879,524	
地方消費税交付金	64,399		公債費（地方債の元利償還金）	334,219	
自動車税環境性能割交付金	1,449		積立金（基金への積立金等）	52,327	
法人事業税交付金	803		投資及び出資金・貸付金（小口融資等）	20,549	
地方特例交付金	1,328		繰出金（他会計への繰出金）	438,145	
地方交付税	1,965,403		投資的経費（工事請負費等）	820,828	
分担金及び負担金	22,504		うち単独	292,281	
使用料及び手数料	34,962		合計	4,218,653	
国庫支出金	844,989				
県支出金	341,675				
財産収入	14,067				
寄附金	24,083				
繰入金	70,488				
繰越金	245,082				
諸収入	25,182				
地方債	588,919				
合計	4,530,880				

(出典：総務課)

#### 注25

**RPA**：Robotic Process Automationの略。事業プロセス自動化技術の一種でソフトウェア・ロボットにより業務を自動化すること。

#### 注26

**AI**：人工知能。Artificial Intelligenceの略。言語の理解や問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。

## 《平成28年度から令和2年度の財政指標の推移》

(単位：千円・%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
財政力指数	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13
標準財政規模	2,128,374	2,136,953	2,129,750	2,126,628	2,221,453
経常収支比率	84.0%	84.9%	86.6%	88.5%	88.2%
実質公債費比率(単年度数値)	6.8%	6.6%	7.0%	6.9%	6.5%
実質公債費比率(3か年の平均値)	6.1%	6.3%	6.7%	6.8%	6.8%
実質収支比率	7.7%	10.3%	7.4%	9.8%	12.0%
財政調整基金現在高	1,194,549	1,184,549	1,185,549	1,068,949	1,011,757
減債・その他特定目的基金 現在高	762,400	746,491	752,639	767,471	806,867
元利償還金	318,360	328,256	334,746	351,272	334,212
元金	290,070	304,268	313,912	334,068	320,739
利子	28,290	23,988	20,834	17,204	13,473
地方債残高	4,933,279	5,196,423	5,548,014	5,643,992	5,931,683
一般会計	3,187,847	3,346,290	3,673,616	3,799,860	4,068,040

(出典：総務課)

### (4) 自主財源の確保

#### 【現状と課題】

本町の一般会計の収入のうち町税の割合は6%程度です。収納率は高い水準を保っていますが、少子高齢化による人口減少や労働者世代の減少、事業所の縮小などにより税収額は年々減少しています。

また、固定資産税については土地価格の下落が続いており、新築家屋も少なく、税収の増加は見込めない状況です。

さらに、空き家や未管理土地の増加は、将来の課税への影響が危惧されます。

このような状況の中、限られた税収を確保するため、効率的な賦課徴収業務を行う必要があります。

#### 【主要施策】

- ①住民の納税意識の高揚を図りつつ、適正な滞納処分を行い、公平公正な徴収に努めます。
- ②口座振替を推進するとともに、コンビニ収納やスマホ決済など多様な納付方法を導入し、納税者等の利便性を図ります。
- ③地籍調査の迅速化や空き家対策により、公平・公正な固定資産税の課税に努めます。
- ④ふるさと納税の様々な手段でのPRや魅力的な返礼品の開発等により、収入の確保に努めます。
- ⑤企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）を活用し、地方創生の更なる充実・強化に努めます。

❖ 評価指標 ❖

項 目	現 状	目 標	説 明
ふるさと納税寄付金額	23,100千円 (R3年度)	100,000千円 (R8年度)	
企業版ふるさと納税 寄付件数	0件 (R3年度)	10件 (R4~8年度累計)	

❖ SDGs（持続可能な開発目標）との関連 ❖





■■■■ 第 5 章 ■■■■

資 料





【財政規模の推移】

(単位：百万円・%)

区分 年度	財政規模		財政力 指数	経常収支 比率	実質収支 比率	実質公債費 比率	積立金 現在高	普通建設事業	
	歳入総額	歳出総額						決算額	うち-単独事業
平成23年度	3,638	3,485	0.134	83.5	6.2	12.2	1,609	817	277
平成24年度	3,289	3,086	0.131	85.9	7.8	10.6	1,659	357	198
平成25年度	3,702	3,532	0.129	81.0	7.0	9.3	1,903	690	116
平成26年度	3,446	3,205	0.128	83.2	9.2	8.0	1,877	519	322
平成27年度	3,692	3,405	0.128	81.3	8.2	6.4	1,961	585	163
平成28年度	3,701	3,460	0.131	84.0	7.7	6.1	1,957	606	387
平成29年度	3,693	3,446	0.130	84.9	10.3	6.3	1,931	669	400
平成30年度	3,748	3,513	0.130	86.6	7.4	6.7	1,938	614	382
令和元年度	3,869	3,624	0.130	88.5	9.8	6.8	1,836	578	214
令和2年度	4,531	4,219	0.135	88.2	12.0	6.8	1,819	628	292

(出典：総務課)

## 財政用語の解説

財政力指数：基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値。数値が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があると言える。

経常収支比率：地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合。

$$\text{経常収支比率} = A \div (B + C - D) \times 100$$

A：人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源

B：経常一般財源等（地方税＋普通交付税等）

C：減収補填債特例分

D：臨時財政対策債

※この比率が低いほど普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示す。

実質収支比率：実質収支（当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額をみるもので、形式収支から翌年度に繰越明許費の繰越等のために翌年度に繰り越すべき額等の財源を控除した額）の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合。整数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のこと。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における早期健全化基準については25%とし、財政再生基準については35%としている。18%以上の団体については、地方債許可団体に移行され、25%以上の団体については、原則として地方債の一部を許可しないものとされている。

$$\text{実質公債費比率} = \{(A + B) - (C + D)\} \div (E - D)$$

A：地方債の元利償還金

B：準元利償還金

C：特定財源

D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算定額

E：標準財政規模

※財政構造の弾力性を示す指標の一部でもあり、数値が高くなると将来の財政硬直化が懸念される。

出典：総務省（一部）

【財政推計】

(単位：千円・%)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	総 額	構成比	総 額	構成比	総 額	構成比	総 額	構成比	総 額	構成比
1. 地方税	242,125	5.6	242,085	5.9	242,044	6.0	242,003	6.2	241,963	6.1
2. 地方譲与税	41,483	1.0	47,186	1.1	46,634	1.2	53,592	1.4	53,073	1.3
3. 交付金	77,120	1.8	72,828	1.8	68,733	1.7	64,877	1.7	61,242	1.5
4. 地方交付税	2,197,916	51.2	2,076,521	50.3	2,100,920	52.5	2,107,031	54.4	2,146,554	54.0
うち普通交付税	2,012,824	47.0	1,926,521	46.7	1,950,920	48.7	1,957,031	50.5	1,996,554	50.2
5. 国・県支出金	674,210	15.7	653,984	15.8	634,364	15.8	615,333	15.9	596,873	15.0
6. 財産収入	14,000	0.3	14,000	0.3	14,000	0.4	14,000	0.4	14,000	0.4
7. 負担金・分担金・寄附金	46,000	1.1	46,000	1.1	46,000	1.1	46,000	1.2	46,000	1.2
8. 使用料・手数料	34,000	0.8	34,000	0.8	34,000	0.8	34,000	0.9	34,000	0.9
9. 繰入金	71,114	1.7	292,724	7.1	168,633	4.3	50,492	1.4	134,623	3.4
10. 地方債	613,032	14.3	369,672	9.0	369,672	9.2	369,672	9.5	369,672	9.3
11. 諸収入	25,000	0.6	25,000	0.6	25,000	0.6	25,000	0.6	25,000	0.6
12. 繰越金	251,000	5.9	251,000	6.1	251,000	6.3	251,000	6.5	251,000	6.3
合計 (A)	4,287,000	100.0	4,125,000	100.0	4,001,000	100.0	3,873,000	100.0	3,974,000	100.0
1. 人件費	725,398	18.0	715,698	18.5	710,998	19.0	706,298	19.5	701,598	18.8
2. 物件費	630,547	15.6	619,223	16.0	608,103	16.2	597,183	16.5	586,458	15.8
3. 維持修繕費	41,691	1.0	42,699	1.1	43,732	1.2	44,790	1.2	45,874	1.2
4. 扶助費	257,863	6.4	251,696	6.5	245,677	6.6	239,802	6.6	234,068	6.3
5. 補助費等	443,120	11.0	435,622	11.2	428,251	11.4	421,004	11.6	413,880	11.1
6. 公債費	398,067	9.9	424,714	11.0	435,598	11.6	436,687	12.1	475,626	12.8
計 (1+2+3+4+5+6)	2,496,686	61.9	2,489,653	64.3	2,472,359	65.9	2,445,764	67.5	2,457,504	66.0
7. 投資的経費	834,529	20.7	890,969	23.0	784,443	20.9	675,973	18.7	764,325	20.5
うち普通建設事業費	833,329	20.6	889,769	23.0	783,243	20.9	674,773	18.6	763,125	20.5
8. 投資・出資・貸付金	1,400	0.0	1,400	0.0	1,400	0.0	1,400	0.0	1,400	0.0
9. 積立金	265,503	6.6	55,190	1.4	55,233	1.5	62,726	1.7	62,726	1.7
10. 繰出金	437,882	10.8	436,788	11.3	436,565	11.7	436,137	12.0	437,045	11.7
合計 (B)	4,036,000	100.0	3,874,000	100.0	3,750,000	100.0	3,622,000	100.0	3,723,000	100.0
歳入歳出差引額 (A-B) (C)	251,000		251,000		251,000		251,000		251,000	
財政調整基金年度末残高	1,181,553		919,336		787,010		772,825		884,440	
その他特定目的基金年度末残高	831,460		856,143		875,069		901,488		920,976	

(歳入の根拠)

1. 地方税は、R2年度決算額を基準とし、H28～R2年度決算額の伸び率を考慮し推計。
2. 地方譲与税は、R3年度は実績額。R4年度以降は県見込額等により推計。
3. 利子割交付金等各種交付金は、R3年度は実績額。R4年度は県見込額。R5年度以降はR4年度を基準とし毎年3%の減を見込む。
4. 地方交付税は、R3年度は実績額。R4年度以降は過去の伸び率等を考慮し推計。
5. 国・県支出金はR元年度を基準とし毎年3%減で見込む。
6. 財産収入、負担金・分担金、使用料・手数料、諸収入は、R2年度決算額を考慮して見込む。
7. 繰入金は、対象事業への基金充当や財源不足額を基金から繰り入れると仮定して見込む。
8. 繰越金は、H28～R2年度決算額の平均額を固定。
9. 地方債は、R3年度は実績見込額。R4年度以降は過疎対策事業債を300,000千円、臨時財政対策債を過去の伸び率を考慮し、利率0.100%の借入れで見込む。

(歳出の根拠)

1. 人件費は、議員・特別職の数を現行どおり、一般職員の退職者及び新規採用を見込む。
2. 物件費、維持補修費、扶助費、補助費、繰出金は、R2年度決算額を基準とし、過去の伸び率を考慮して見込む。
3. 公債費は、R3年度借入分までの償還計画に後年度起債予定分を加え見込む。
4. 投資的経費は、年度毎の事業実施見込額に災害復旧事業費1,200千円を加え見込む。
5. 投資・出資・貸付金は、実績を考慮しR2年度決算額を固定。
6. 積立金は、R2年度決算額を考慮し、条例による積立及び森林環境譲与税同額を見込む。

(出典：総務課)

## 若桜町総合計画審議会委員

任期：令和4年1月14日～令和6年1月13日

氏名	現職	住所	備考
会長	谷川 充弘	西 町	公的団体役職員 (消防団 団長)
副会長	谷口 京子	あかまつ団地	知識経験者
委員	伊井野早苗	屋 堂 羅	教育委員会 教育委員
	浅井 裕	香 田	農業委員会 会長
	清水 和美	吉 川	公的団体役職員 (八頭中央森林組合 組合長)
	永原 聡	中 原	公的団体役職員 (社会福祉協議会 会長)
	武田 祐孝	湯 原	公的団体役職員 (観光協会 事務局長) ※R4.3.31まで
	盛本 貴之	西 町	公的団体役職員 (観光協会 事務局長代理) ※R4.4.1から
	坂本 等	吉 川	公的団体役職員 (前老人クラブ連合会会長、身体障害者協会会長)
	山根 勝	山 田 町	公的団体役職員 (商工会 会長)
	津村 光明	吉 川	知識経験者
	永原 直子	中 原	知識経験者

(敬称略)

# 答 申

若桜町長 上川元張 様

## 第10次若桜町総合計画について

令和4年1月26日付で諮問のありました第10次若桜町総合計画（案）について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

### 記

第10次若桜町総合計画は、少子高齢化や人口減少の加速による地域の過疎化、価値観の多様化、新型コロナウイルスのまん延や異常気象等の大規模災害の発生による住民の危機管理意識の高まりなどの若桜町を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、住民とともにいつまでも元気で魅力あるまちづくりを推進するための基本理念を示したものです。

本計画の趣旨と内容について広く住民に周知されるとともに、住民の理解と積極的な参画のもと、計画の達成に向けて邁進されるよう切望いたします。

また、計画の推進にあたっては、効率的な行財政運営と事業の実効性の確保に努められ、社会情勢や経済動向の変化に対しては、柔軟な対応と運用を図られるようお願いいたします。

令和4年6月20日

若桜町総合計画審議会  
会長 谷川 充 弘



答申（右から上川町長・谷川会長・谷口副会長）

## 若桜町まちづくり委員会委員

任期：令和2年11月1日～令和4年3月31日

役職	氏名	住所	備考
委員長	谷口 省三	あかまつ団地	元気なまち部会
副委員長	森田眞由美	西 町	みんなの暮らし部会
部会長	竹本 雅信	山 田 町	みんなの暮らし部会
副部会長	小林 望美	屋 堂 羅	
部 会 員	伊賀 辰徳	山 田 町	
	大杉久美子	赤 松	
	清水 雅恵	小 船	
部 会 員	津崎 聖基	新 町	
部会長	山根 典明	糸 白 見	元気なまち部会
副部会長	張 朱音	三 倉	
会 員	上原 幸穂	下 町	
	加島 裕子	西 町	
	藤原 啓司	山 田 町	
	山根 裕治	菴 米	

(敬称略)



町長へ提案・要望書を提出  
(右から上川町長・谷口委員長・森田副委員長)



## 策定の流れ

### 総合計画審議会

令和4年	1月14日	委員委嘱
	1月26日	第1回総合計画審議会（会長・副会長選出、趣旨説明）、諮問
	5月26日	第2回総合計画審議会（素案協議）
	6月8日	第3回総合計画審議会（最終案・答申案協議）
	6月20日	答申

### まちづくり委員会

令和3年	8月	委員公募（広報わかさ等）
	11月4日	第1回まちづくり委員会全体会 （委員長・副委員長選出、趣旨説明、部会編成） 第1回みんなの暮らし部会（意見交換） 第1回元気なまち部会（意見交換）
	11月18日	第2回みんなの暮らし部会（意見交換）
	11月25日	第2回元気なまち部会（意見交換）
	12月9日	第3回みんなの暮らし部会（意見交換）
	12月15日	第3回元気なまち部会（意見交換）
令和4年	1月11日	第4回元気なまち部会（意見交換、提案・要望（案）協議）
	1月13日	第4回みんなの暮らし部会（意見交換、提案・要望（案）協議）
	2月1日	第2回まちづくり委員会全体会（各部会提案・要望（案）協議）
	3月11日	「まちづくりに関する提案・要望（最終案）」確認・意見聴取
	4月20日	「まちづくりに関する提案・要望書」を町長へ提出

### まちづくりに関する住民アンケート

令和2年	8月	一般、高校生、中学生を対象にアンケートを実施
------	----	------------------------

### 若桜町議会

令和4年	1月21日	総務産業教育民生常任委員会（素案配布、スケジュール説明）
令和4年	5月18日	総務産業教育民生常任委員会（素案審議、意見聴取）
令和4年	6月6日	総務産業教育民生常任委員会（最終案説明、意見聴取）
令和4年	6月16日	総務産業教育民生常任委員会（修正箇所報告）
令和4年	6月17日	議案審議・議決

### 策定会議（幹部会）

令和2年 6月～	スケジュール説明、第9次総合計画検証
令和3年 8月～	現状と課題、施策（案）作成
12月～	素案協議
令和4年 6月	最終案確認

# 町 民 憲 章

(昭和59年3月1日制定)

若桜町の歴史と文化を継承し、あすの町づくりのためにこの憲章を定めます。

わたくしたちは

- 心と身体を健やかにします
- あたたかい家庭を築きます
- 日々の仕事に励みます
- ふれあいを大切にします
- 緑の資源を育てます

第10次

# 若桜町総合計画

発行日 令和4年7月

発行 若桜町  
鳥取県八頭郡若桜町大字若桜801番地5  
TEL (0858) 82-2231  
FAX (0858) 82-0134  
E-mail:kikaku@town.wakasa.tottori.jp

編集 若桜町企画政策課

印刷 中央印刷(株)